

第6章 教育・地域・文化の復興

第1節 教育の復興と子どものケア

- 1 学校教育施設の再建
- 2 教育施設における授業再開
- 3 公立保育園の再開
- 4 子どもの居場所づくり
- 5 子どものケア

第2節 コミュニティの復興

- 1 文化・生涯学習施設等の再建、活動再開
- 2 文化財等の復旧・復興支援
- 3 区有施設（地区センター等地域コミュニティ施設）の復旧と再整備
- 4 町会・自治会施設（町会会館）再建支援
- 5 町会・自治会活動への支援
- 6 地域連携による復興活動の支援
- 7 ボランティア団体等の活動への支援

第3節 女性・外国人への配慮・支援

- 1 「悩みごと・法律・DV」に関する相談窓口の設置
- 2 メッセージカードの作成・配布
- 3 女性の生活再建に向けた情報提供や事業の実施
- 4 パル・ミーティング（仮称）の開催
- 5 外国人への支援

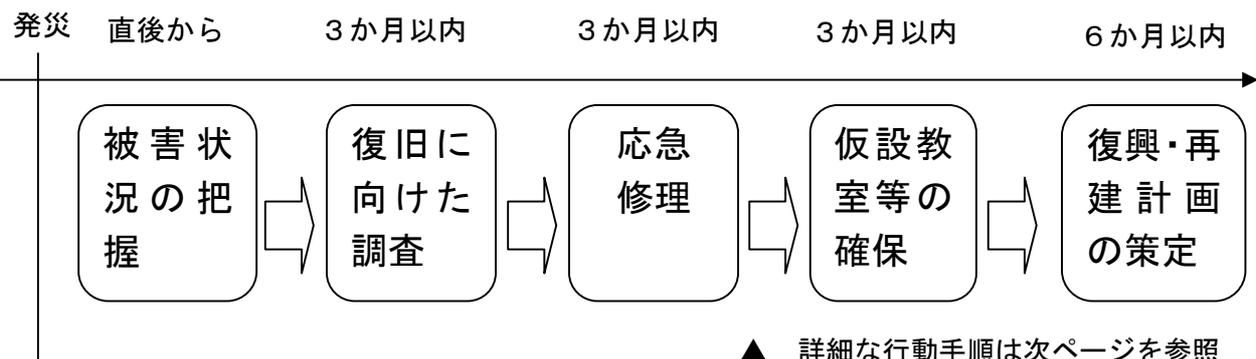
学校教育施設の再建

<ul style="list-style-type: none"> ● 調査 ● 立案 ● 実施 ○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議 ○ その他 	実施責任担当課	営繕課、庶務課、学校施設課、学務課
	マニュアル更新担当課	学校施設課

《行動のあらまし》

- 発災直後には、児童・生徒の安否確認とともに施設の被害状況を確認する。
- 応急危険度判定によって速やかに施設の使用継続の可否を判定し、軽微な被害には応急復旧の対策をとる。
- 甚大な被害が生じた場合は、建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、復興・再建計画を策定する。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定の人員の確保（実施体制の整備） ○ 簡易な契約方法の処理手順の理解 ○ 区内関係業者との協力体制の協議 ○ 学校再建の優先順位について関係機関との協議
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況を把握した段階で、教育委員会を開催し、被害状況等を報告する。 ◆ 既存の学校改築計画との調整が必要になる。 ◆ 再開場所の選定については、学校側、保護者、自治町会等との調整が必要になる。 ◆ 避難所機能の解消時期を見極める必要がある。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 学校施設の再建を進めるに当たっては、応急危険度判定を実施する人員の確保や民間の建築士との連携が重要なポイントになる。 ★ 都市復興基本方針が発災後2週間以内、震災復興基本方針が発災後3週間以内に決定されるので、発災直後から街づくり調整課との調整が必要になる。
コラム	<p>神戸では、トイレの水洗装置が使用できないなかで再開せざるを得なかった状況から、水の確保が学校教育再開にとって、極めて重要な課題であった。また、校舎の被害が大きく、教室数の不足する学校のみならず、避難所となっているために教室が使用できない学校についても、学校敷地や隣接する公園用地等に臨時プレハブ教室を建設する必要に迫られた。（神戸復興誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

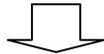
実施時期



- ① 児童・生徒の安否、被災状況を把握する。
- ② 施設の被害状況を把握する。
- ③ 避難所としての施設の使用状況を把握する。
- ④ 通学路の被害状況を把握する。
- ⑤ 施設付近の道路やライフラインの復旧状況を把握する。
- ⑥ 応急危険度判定結果に基づき施設の継続使用による2次被害防止のための措置を講じる。
- ⑦ 学校施設としての機能が維持できるかを判断する。

直後から
3か月以内

被害状況の把握
【営繕課、庶務課、学校施設課、学務課】



直後から
3か月以内

復旧に向けた調査
【営繕課】

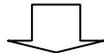
- ① 被災度区分判定調査を実施。施設をどのように復旧するか判定する。



直後から
3か月以内

応急修理の実施
【営繕課、学校施設課】

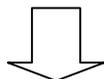
- ① 被災度区分判定調査の結果を基に、施設の被害が軽微な場合は、早期改修を計画し、実施する。
- ② 発注方法及び契約事項は簡略化を図る。



直後から
3か月以内

仮設教室等の確保
【営繕課、学校施設課、学務課】

- ① 判定結果や避難所等の利用により教室・校舎が利用できない場合は、仮設教室等を確保する。
- ② 運動スペースを確保する。
- ③ 備品を確保する。
- ④ 児童・生徒の人数を確認し、必要があれば、学区外からのスクールバスの利用を検討する。



2週間後から
6か月以内

復興・再建計画の策定
【庶務課、指導室、学校施設課、学務課、営繕課、街づくり調整課】

- ① 復興基本方針原案を検討し、復興計画の策定に向け、復興本部と調整する。
- ② 児童・生徒、保護者等の避難状況を考慮に入れる。
- ③ 施設の被害が甚大な場合は、学校教育再開のスケジュールを考慮した再建計画を策定する。
- ④ 財源の確保には、激甚災害法の適用を含め、国・都に助成を要請し、必要な協議を行う。

MEMO

☆ 資料ページ

必要な物品

- 施設のリスト
- 施設の概要資料
- 住宅地図
- 危険度判定用機材、被災度区分判定用機材
- 簡易な契約方法のマニュアル
-

教育

1 節 2

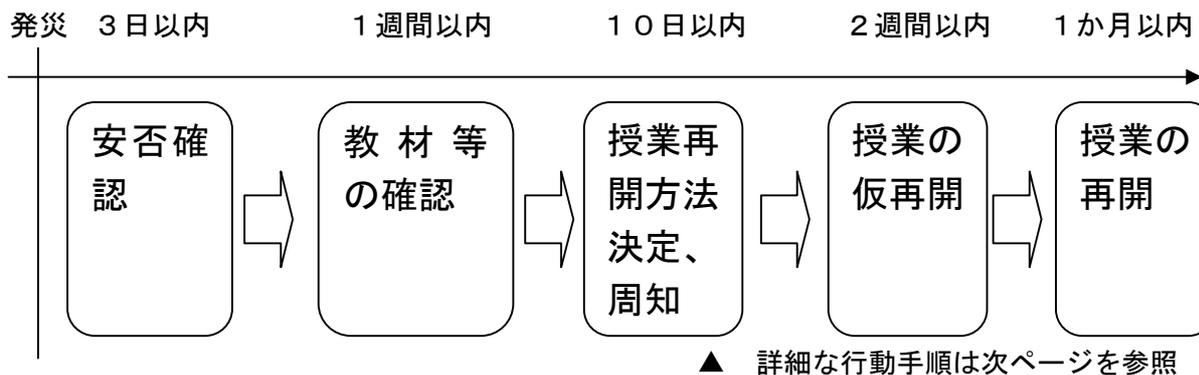
教育施設における授業再開

● 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	幼稚園、学校、 学務課、指導室
● 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	学務課、指導室
○ その他		

《行動のあらまし》

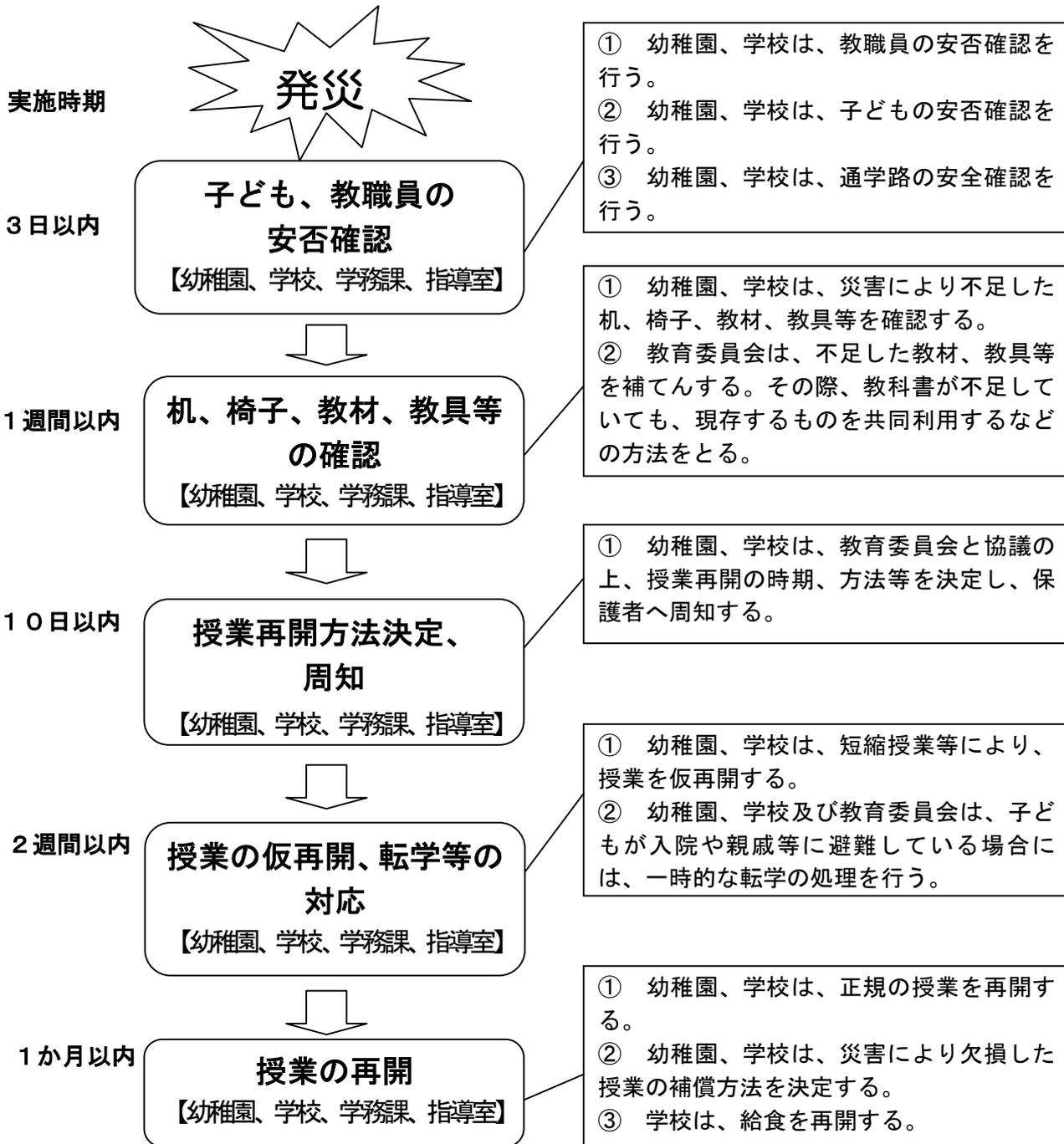
区立学校、幼稚園施設が使用可能になり、園児、児童、生徒及び教職員並びに通学路の安全を確認したうえで、授業を再開する。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常連絡網の作成（子ども・教職員） ○ 安否確認体制の策定 ○ 災害救助法に基づく教科書等の給与の手順の確認
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの心のケア ◆ 子ども・保護者の状況の把握（入院、避難先等） ◆ 避難所運営と学校教育活動再開の調整 ◆ 実施にあたっては、学校危機管理マニュアルを参照する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 関係事業者との連絡調整 ★ 欠損授業の補償方法について ★ 二部授業や短縮授業等の方法を検討する。
コラム	<p>神戸では授業再開の形態の工夫は、それぞれの校長の判断で行われ、大学の空教室、企業や団体の会議室、校庭のテント、貸切バスを利用した他校での開校など、様々な形での開校となった。発災から約1ヶ月後には市内全ての学校を再開することができたが、変則的な学校の再開は発災から2ヶ月以上続いた。全学校再開後頃から、パン・牛乳・ゼリー等の簡易給食を開始したが、発災から3ヶ月後には、水道・ガスの復旧により、全ての学校において本来の給食を再開した。（神戸復興誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル

必要な物品

- 文房具
- 教科書
- 給食再開のための食材
- 調理器具

被災者の避難所からの転居状況や応急仮設住宅の建設状況を的確に把握するとともに、各々の災害状況をもて、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断し、授業の早期再開を行う。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 授業の再開の決定	早期	教育庁 都立学校教育 部 指導部	① 教育庁は各学校と協議のうえ、授業の再開時期のめどをつける。これに基づき学校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。 ② 協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒数、避難住民の意識等を考慮する。
イ 応急教育計画の作成	早期	教育庁 都立学校教育 部 指導部	① 校長は学校教育が正常に実施されるまでの間、諸般の状況を勘案し、休校、二部授業、他校の利用等、大震災に備えて作成した応急教育計画を見直す。
ウ 仮設校舎の建設	早期	教育庁 総務部 都立学校教育 部 地域教育支 援部	① 避難所に利用しているため教室が不足している学校が多い場合には、災害の状況をもて使用できる施設を把握し、授業再開について適切に対応していく。また、仮設校舎建設が補助の対象となるよう、国（文部科学省）に要請を行う。 ・ 現行制度では、国庫補助の対象となるのは校舎の建替え等の場合に限られているが、校舎の建替を伴わない仮設校舎建設の場合でも補助対象になるよう働きかけていく。 ② 仮設校舎の建設場所は、建設校の敷地内が原則であるが、やむを得ない場合には、他の場所での建設について検討する。 ③ 仮設校舎の標準仕様書については、 ○ 高校仮設校舎標準仕様書の準用など庁内関係課で検討する。 ○ 仮設校舎資材の保有状況など、業者への状況調査を委託する。

被災の影響が児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合、一時的に授業料等を納入することができなくなったり、学生生活を継続することが困難になったりすることが予想される。このため、学用品等の給与や授業料の免除などの支援策を実施する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手 順 と 方 法
ア 都立高等学校等の授業料の免除	被災後 2 週間以内	教育庁 都立学校 教育部	① 住居の全半壊、全半焼、又は主たる生計維持者の死亡、失業等によって生活基盤を確保できなくなった世帯の生徒数を調査する。 ② 調査結果をもとに、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第 4 条の措置をとることを考慮する。 ○ 一時的事由により所定の期限内に授業料を納付することが困難な者に対しては、納付期限を延長する。 ○ 家庭調査の結果、授業料納付期限を延長してもなお納付が困難と認められるときは、これを免除する。 ③ マスコミへの資料提供等により、制度の広報を行う。
イ 教科書等学用品の給与			
(ア) 都立高等学校	教科書については災害発生日から 1 か月以内 その他については 15 日以内	教育庁 指導部 都立学校 教育部	① 教科書等の学用品を必要とする被災生徒数の調査を行う。 ② 災害救助法が適用される場合には、無償給与となる。 ③ 正確な数の把握が困難な場合には、避難者数等から推測する。 ④ 必要な教科書数の確保を特約供給所に依頼する。
(イ) 公立小中学校	教科書については災害発生日から 1 か月以内 その他は 15 日以内	教育庁 指導部 地域教育 支援部	① 教科書等の学用品を必要とする被災児童・生徒数の調査を行う。 ② 災害救助法が適用される場合には、無償給与となる。 ③ 正確な数の把握が困難な場合には、避難者数等から推測する。 ④ 必要な教科書数の確保を特約供給所に依頼する。
ウ 転校手続	被災後 2 週間以内	教育庁 都立学校 教育部	① 各都立学校長に対して、被災による転入学について、可能な限り弾力的に取り扱うよう文書で通知する。 ② 私立学校の生徒の受入れについても、可能な限り弾力的に取り扱うよう指導する。

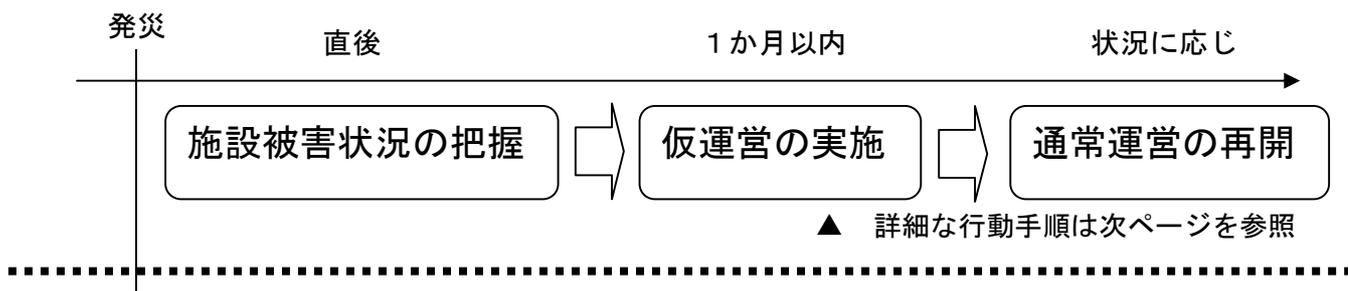
公立保育園の再開

● 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	営繕課、子育て支援課、 保育管理課
● 支援 ● 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	保育管理課
○ その他		

《行動のあらし》

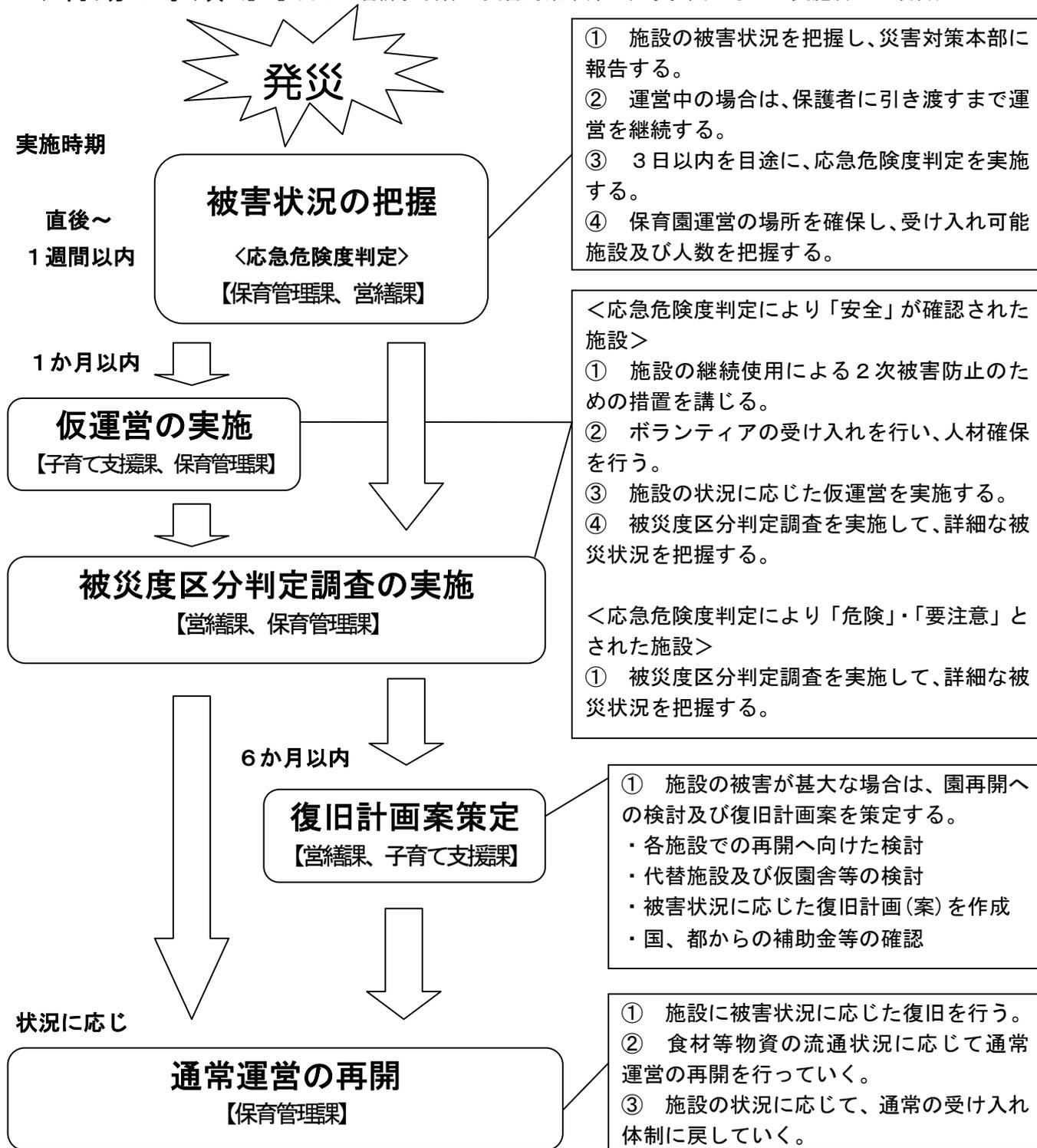
- 公立保育園の被害状況を把握し、速やかな運営再開を目指す。
- 施設の被害状況によっては仮施設に設置の可否を判断する。
- 保育士の被害状況を確認するとともに、必要に応じボランティア等の受け入れを行い、保育園運営が可能な人員の確保を行う。
- 施設の被害状況等によっては、被災前どおりの利用者の受け入れが困難となることが想定されるため、災害時の利用調整基準を明確にしておく。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災直後の連絡手段の確保 ○ ボランティアの受け入れ体制の整備 ○ 保育園が被災により使用できない場合の代替施設確保の検討
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急危険度判定で「危険」「要注意」と判定された施設は運営を再開せず、被害状況調査を実施して、詳細な被災状況を把握する ◆ 水や食料が確保できないことが想定されるため、衛生管理の徹底が図れないことや食事提供ができない。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 施設により被害状況が大きく異なることが想定されるため、災害時の利用調整基準を明確にしておかないと施設ごとに利用者が異なる恐れがある。 ★ 私立保育園との調整（運営再開時期・受け入れ児童等）。 ★ 被災度区分判定調査を実施する施設の順序が定められていないため、優先順位について検討をする必要がある。
コラム	<p>施設被害が甚大な保育園では、ほかの保育所で一時的に子どもたちと保育士を受け入れ、一緒に保育を行う、代替保育が行われた。複数の保育所に子どもたちを分散させて保育を行うにあたり、年齢別グループ分けを行うと、クラスの友達同士で同じ保育所に通うことができ、子ども達も安心して振り分けられた先の保育所で過ごすことができるが、一方で、兄弟で保育所に入所していた場合、兄弟で別々の保育所に移る可能性があり、保護者の送り迎えの負担が増すという問題もある。どちらの振り分け方法が良いかは、その地域や子ども達、保護者の状況によって異なるが、引き続き検証の必要な課題であった。（仙台市震災記録誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

- 必要な物品**
- 施設位置図
 - ヘルメット
 - 災害用PHS
 - 配置、平面図
 - デジカメ
 - 車両または自転車
 - 児童票

教育

1 節 4

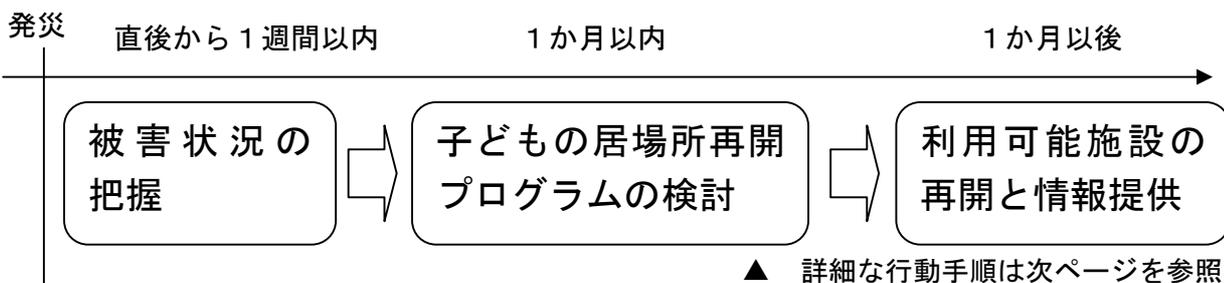
子どもの居場所づくり

<ul style="list-style-type: none"> ● 調査 ● 立案 ● 実施 ● 支援 ● 連絡 ○ 会議 ○ その他 	実施責任担当課	営繕課、育成課、 子育て支援課、保育管理課、 学校施設課、地域教育課
	マニュアル更新担当課	育成課

《行動のあらまし》

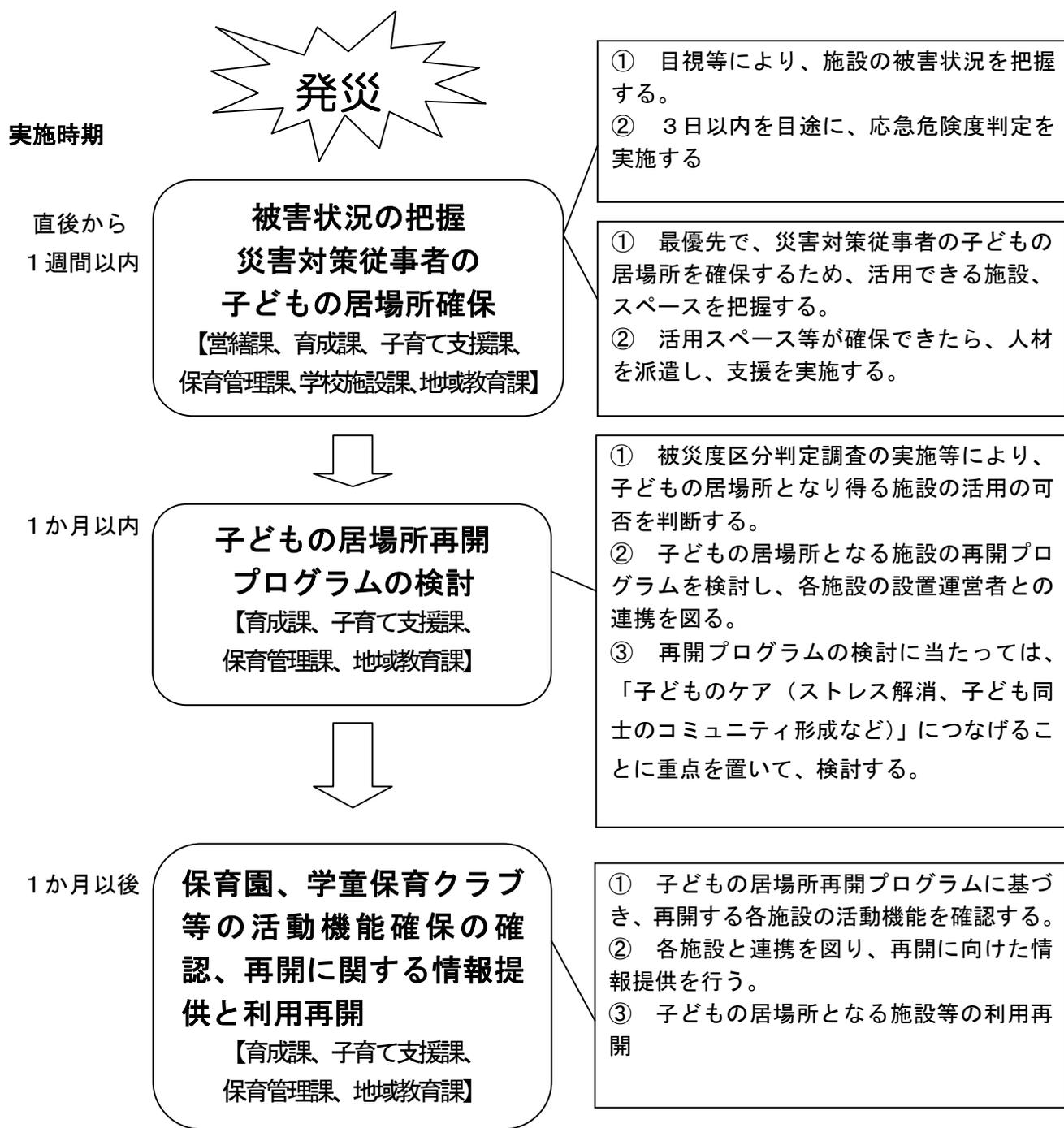
被災後、被害状況を把握し、まずは災害対策従事者が安心して復旧業務等に従事できるよう、従事者の子どもの居場所を確保する。その後、子どもの居場所再開に向けて検討し、活動スペース、人員等、保育園、学童保育クラブ等が活動できる機能の確保を確認して、再開につなげる。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後の被害状況を把握する方法の確保 ○ 応急危険度判定手順の確認（営繕課との連携） ○ 災害対策従事者の子どもの居場所の目途（優先順位） ○ 災害対策従事者の子どもの居場所で支援する人材の確保
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害対策従事者の子どもの居場所の確保が最優先 ◆ 避難所等からニーズを把握する。 ◆ 保育園、学校、学童保育クラブの設置運営者（社会福祉法人等）との連携 ◆ 学校施設課の主たる業務は「学校施設の再開」であり、「子どもの居場所づくり」との関係においては、学校施設の利用の可否についての情報提供にとどまる。
課題検討	<ul style="list-style-type: none"> ★ 災害対策従事者の子どもの居場所の規模等（居場所が必要な子どもの人数等） ★ 子どもの居場所となる施設等の再開計画との兼ね合い ★ 災害時、学校敷地内の学童保育クラブは、避難所としての役割も担うことになるか。 ★ 被災度区分判定調査を実施する施設の順序が定められていないため、優先順位について検討をする必要がある。
コラム	<p>仙台市公立保育所の防災マニュアルにおいては、ライフラインが途絶した場合には保育所を閉鎖することと定められていた。しかし、今回の震災においては被害の規模が甚大であり、行政職員はもとより、消防職員や警察官、自衛隊、医療従事者、福祉施設職員等の住民も含めた総力で震災対応を行わなければならない状況だったため、発災当日のうちに施設の安全を前提とした保育継続の方針を決定し、保育所へ周知を行った。</p> <p>この決定を受け、建物被害により園舎が使用できなくなったところを除き、保育所を閉鎖せず、安全な保育室やホールに子ども達を集めるなどして工夫をしながら保育を継続した。このことにより、災害対応の担い手を最大限確保することができ、復旧活動を後押しすることとなった。（仙台市震災記録誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

- 必要な物品**
- 区内の地図
 - 災害用PHS
 - 自転車
 - デジカメ
 - 筆記用具
 - パソコン
 - 配置、平面図

教育 1 節 5

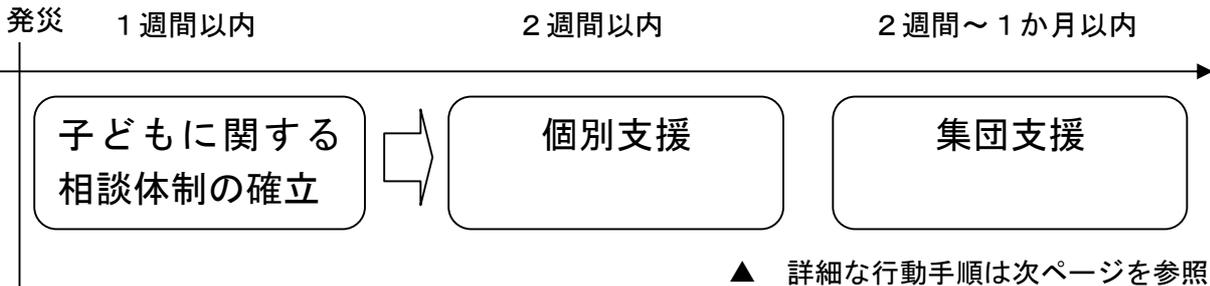
子どものケア

<input type="radio"/> 調査 <input type="radio"/> 立案 ● 実施 <input checked="" type="radio"/> 支援 ● 連絡 <input type="radio"/> 会議 <input type="radio"/> その他	実施責任担当課	保健予防課、青戸保健センター、 金町保健センター、育成課、 子育て支援課、保育管理課、 子ども家庭支援課、指導室
	マニュアル更新担当課	

《行動のあらまし》

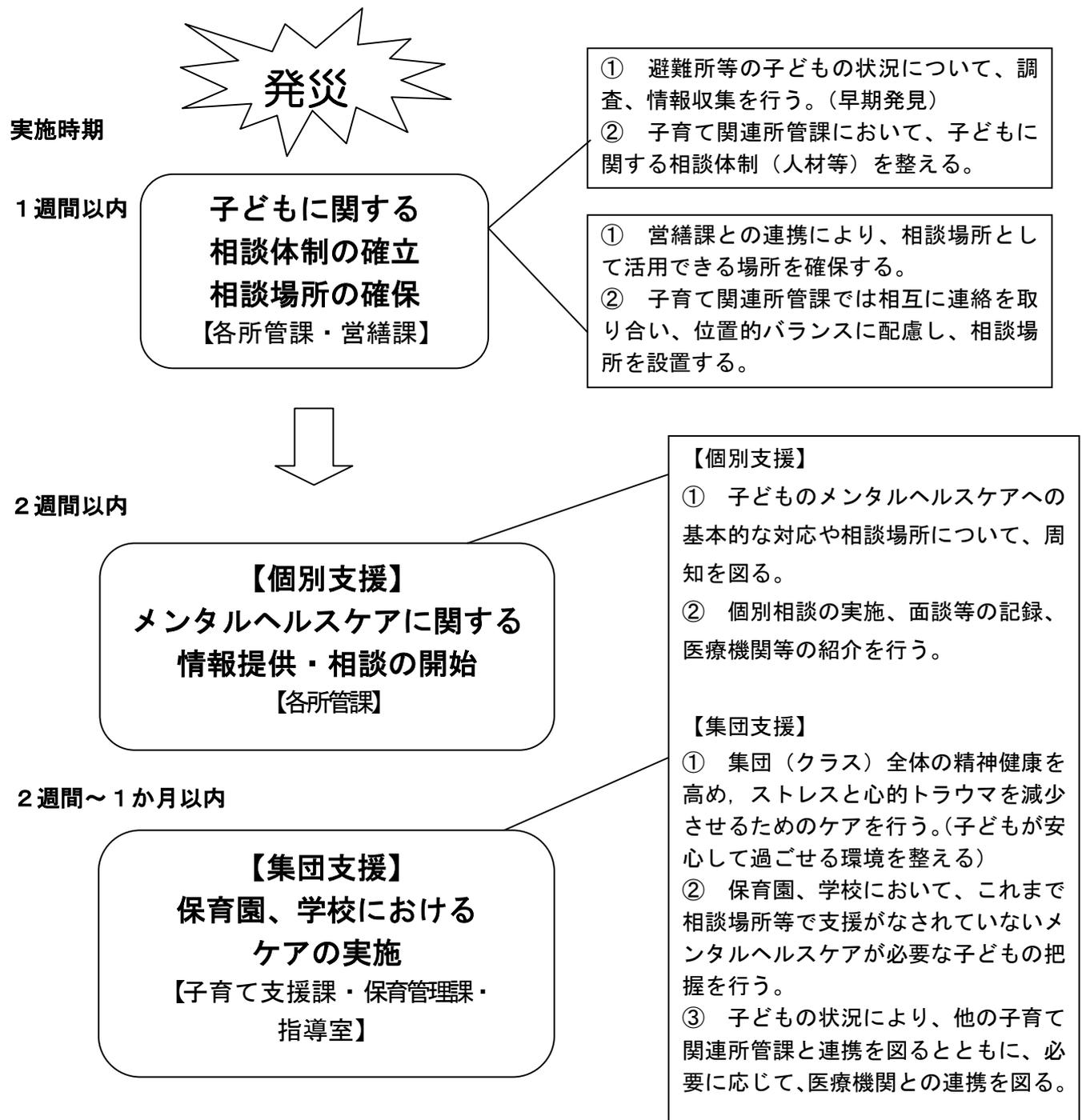
震災により、子ども達が受けた精神的ダメージを回復させるため、子育て関連所管課に子どもに関する相談窓口を設置する。子どものメンタルヘルスケアに関する情報の提供や相談を開始する。保育園や学校においては、子どもが安心して過ごせる環境を整えて、集団（クラス）全体の精神健康を高める。

《プロセスのポイント》



事前準備	<input type="radio"/> 避難所等の子どもの状況調査、情報収集を行うための状況調査票等の作成 <input type="radio"/> 相談場所の目途（優先順位） <input type="radio"/> 専門的な相談員（カウンセラー等）の確保
留意事項	◆ 専門的な相談員（カウンセラー等）が不足した場合の相談体制 ◆ メンタルヘルスケアに関する情報提供方法 ◆ 教職員のメンタルヘルスにも留意をして、教職員を対象とする心や健康の相談窓口について周知をして利用を促す。
検討課題	★ 避難所等の子どもの状況の調査、情報収集の方法、手順 ★ 子育て関連所管課での相互の連携 ★ 医療機関との連携体制の確立
コラム	<p>仙台市では、発災翌月は教職員の人事異動の予定があったが、津波により被災した児童生徒へのケアや避難所運営の課題もあったことから、教育委員会は教職員の人事上の配慮も必要であると判断し、被災校の管理職や親を津波で亡くした児童生徒の担任等はできる限り異動させない方針を決めた。</p> <p>また、教職員一人ひとりが心のケアに関する知識を深め、対応力を強化できるよう、教職員対象の研修会を実施した。この研修会では、学校全体で児童生徒の心のケアに取り組む体制を構築するため、職種・役職ごとに、役割に応じた内容の研修を実施したほか、阪神・淡路大震災で心のケアに携わった専門家を迎え、これから子どもたちに起こりえる症状やその際の接し方等について研修を実施した。（仙台市震災記録誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

- 必要な物品**
- 施設のリスト
 - 施設の位置図
 - 施設の概要（平面図等）
 - デジカメ
 - 災害用PHS
 - 自転車
 - 連携先一覧（関連部署、医療機関等）

文化 2節 1

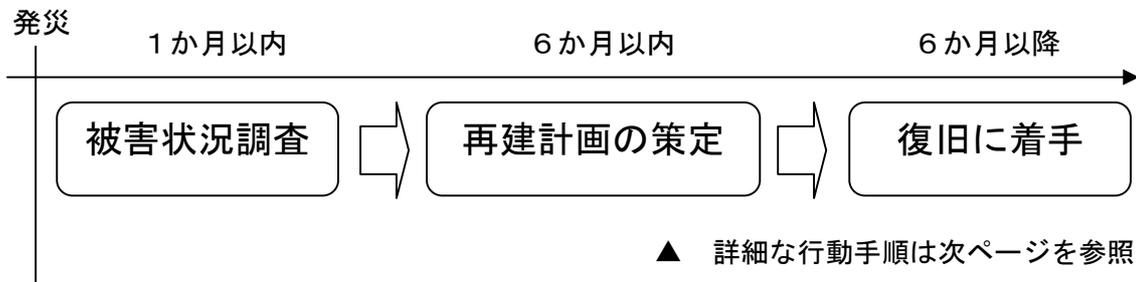
文化・生涯学習施設等の再建、活動再開

<ul style="list-style-type: none"> ● 調査 ○ 立案 ● 実施 ● 支援 ○ 連絡 ○ 会議 ○ その他 	実施責任担当課	営繕課、観光課、文化国際課、生涯学習課、生涯スポーツ課、中央図書館
	マニュアル更新担当課	各施設所管課

《行動のあらまし》

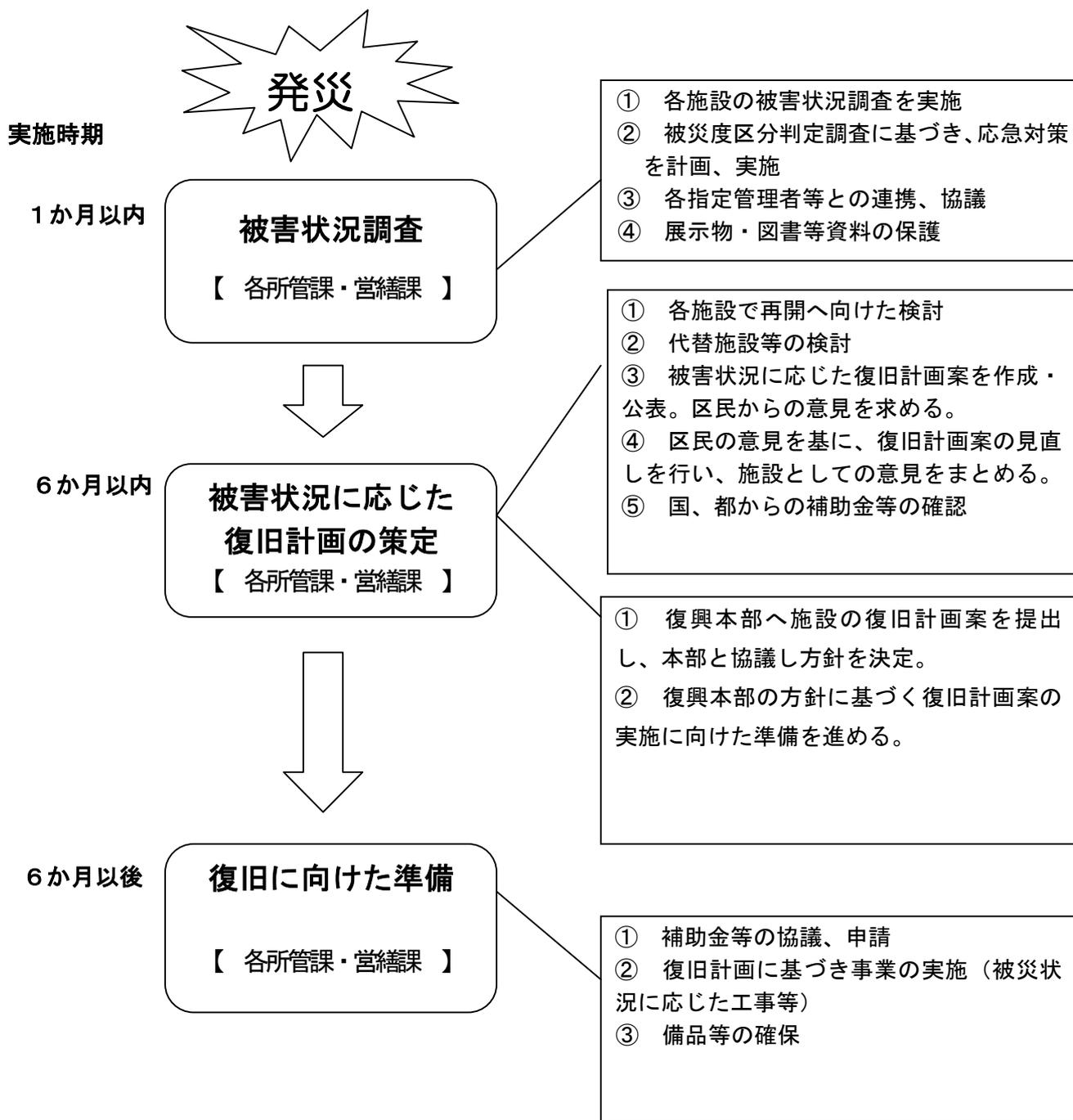
各施設の被害状況に応じた、復旧計画を策定し、施設再開に向けて復旧に着手する。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況チェックリストの作成 ○ 地域とネットワークの構築
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所から施設再開の周知 ◆ 避難所とのすみわけ ◆ 応急危険度判定とは別の被災度区分判定調査を実施する。 ◆ 被災度区分判定調査については、詳細に実施する事。 ◆ 展示物、書架、図書等資料の状況把握は各施設で行う。 ◆ 個人情報の流失に注意をする。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 施設再開、工事着手の順位付 ★ 被災度区分判定調査を実施する施設の順序が定められていないため、優先順位について検討をする必要がある。
コラム	<p>神戸では、使用可能な文化施設は避難所として被災者の救援にあたることとなった。そのため、貸室事業、クラブ・講座事業・音楽・演劇事業等のあらゆる文化・スポーツ活動が制約を受けるところとなった。避難者が滞在する段階での一部再開は、避難者の了解を得ながら動線を分離するなど、プライバシーの保護に努めた。(神戸復興誌)</p> <p>生涯学習施設で実施する講座や展示事業等については、事業の内容を一部変更するとともに、休館が長引く施設についてはコミュニティセンターや児童館等の施設を利用するなどして、できる限りの事業を実施した。</p> <p>図書館では玄関前等で臨時窓口を開設し、本の貸し出しや新聞の閲覧等を実施するなど少しでも市民へのサービスが提供できるように取り組んだ。また、避難所での避難生活が長期化している方に向けて除籍本を活用して配本を行うとともに、希望のあった避難所を訪問して児童向けの読み聞かせや児童館への出前お話を実施するなど、図書館の閉館中にも職員はさまざまな活動を行った。(仙台市震災記録誌)</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
東京都震災復興マニュアル

必要な物品

□

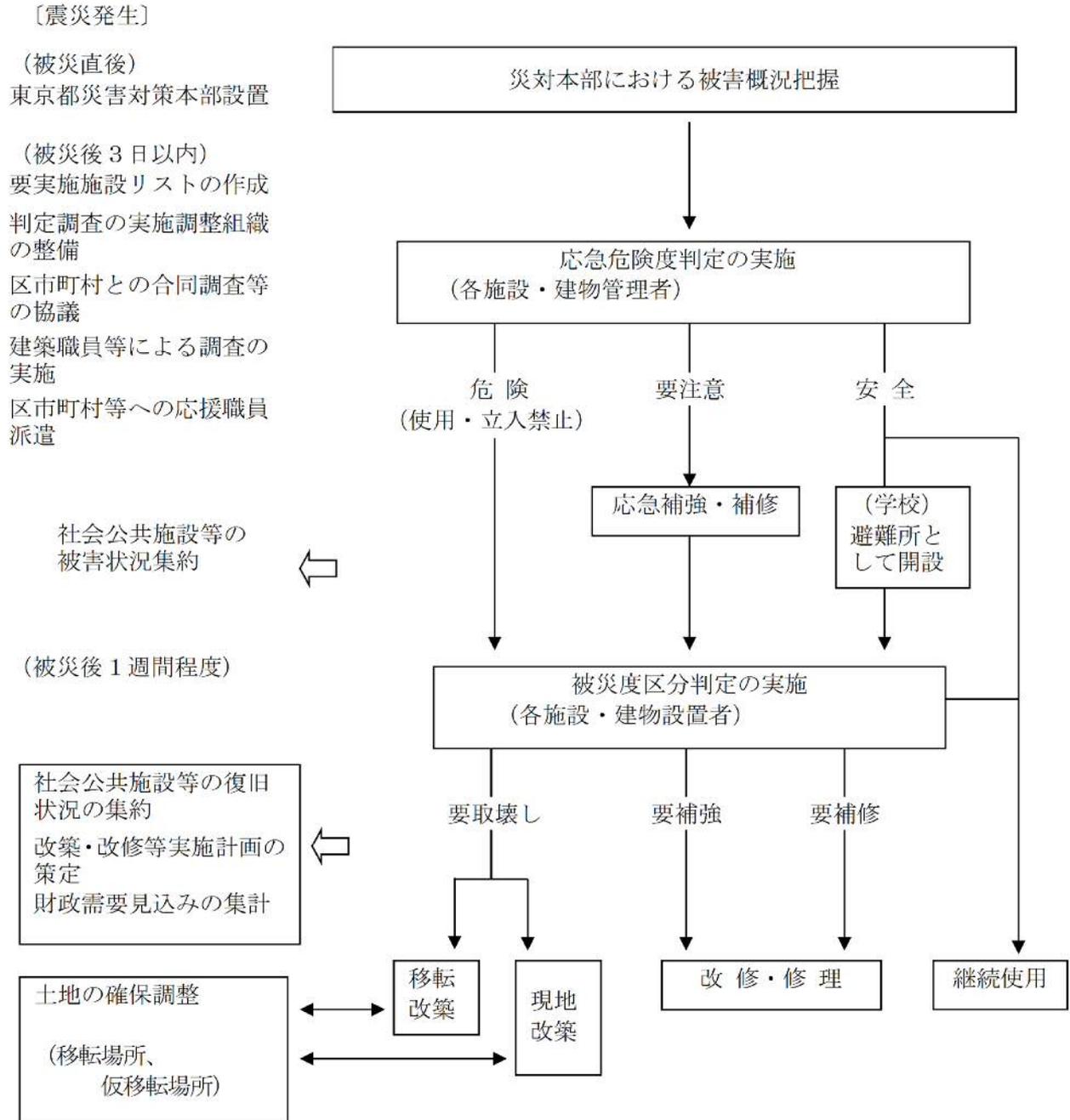
社会公共施設等の管理責任者は、震災により施設が被災した被害の概況を把握し、必要な場合には速やかに応急危険度判定を実施するとともに、緊急的な対応措置を講じる。これと同時に又は引き続いて行われる建物診断（被災度区分判定）等により、さらに詳細に被害の程度を把握し恒久的な復旧・復興のための措置を講じる。

東京都は、都立施設の設置管理者としての立場からこれら一連の被害状況調査等を行うとともに、区市町村や各種団体が行う一連の社会公共施設等の被害調査への応援及び調査結果の集約等総括的な整理を行う。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 都立施設の被害把握	被災直後～ 2か月	各局	① 各局は、各都立施設管理者から建物等の被害概況について報告を受ける。 ② 各局は、所管都立施設の被害概況をまとめ、災害対策本部に報告する。 ③ 各局は、所管都立施設の応急危険度判定及び被災度区分判定を実施した場合、その結果を集約し災害対策本部に報告する。
イ 都立以外の公立施設の被害把握	被災直後～ 2か月	総務局 各局	① 総務局は、区市町村立施設等の被害概況について報告を受け、関係各局に情報提供する。 ② 各局は、引き続き、関係する都立以外の公立施設の被害の詳細を把握し、総務局に報告する。
ウ 民間公共的施設の被害把握	被災直後～ 2か月	各局	① 民間の公共的施設を指導監督する関係各局は、施設の設置者である民間法人等から各施設の被害状況等について情報を得る。

社会公共施設等の被害状況把握（公共建築物被災度調査）の流れ図



被災後、都民が生活し、又は利用する社会公共施設等については、施設管理者の責任において早急に建築技術者による応急危険度判定を実施し、必要な場合は施設の継続使用による二次災害防止のための措置（立入禁止・立入制限、応急工事等）を講じる。特に、避難施設等となる防災拠点施設（小中学校、公民館、都立学校等）、生活の場でもあり二次避難所ともなる社会福祉施設（民間施設を含む。）、災害時後方医療体制の拠点となる災害拠点病院等防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅等となりうる公的住宅等（都営住宅、都民住宅、東京都住宅供給公社住宅、区市町村営住宅、都市再生機構住宅、東京都職員住宅、国家公務員宿舎）については、迅速に応急危険度判定を実施する。建築技術者による判定実施が困難なときは、的確な安全確認と適切な措置により二次災害を防止する。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 判定部会に関する要綱の策定	総務局	○ 社会公共施設等の応急危険度判定実施の調整を行うため公共建築物等応急危険度判定部会設置要綱（骨子）を策定する。
○ 応急危険度判定の周知	各局	○ 各施設管理者に対し応急危険度判定の意義を周知する。
○ 判定対象施設リストの作成及び判定技術者の配置等	各局	○ 所管する都立施設のうち社会公共施設等について、迅速な判定が実施できるよう、判定対象施設リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、応急危険度判定に必要な資機材を配備する。また、所管する都立施設について応急危険度判定の実施体制を整備する。さらに、夜間・休日の発災時に応急危険度判定について地域内で建築専門家等の協力を得られるような体制の確保を図る。（年1回実施）
○ 都立学校における安全確保のための体制整備と区市町村との協力体制の調整	教育庁	○ 避難所となる都立学校においては、学校危機管理マニュアル（施設設備等の点検リスト）により安全確保のための状況把握に努めるとともに区市町村と協力して迅速に応急危険度判定が行われるよう調整を図る。 （「避難所利用に関する協定書」）
○ 応急危険度判定の講習の実施等	財務局、都市整備局	○ 各局の職員等に対し、応急危険度判定の意義及び判定基準についての周知及び講習等を行う。（年2回実施）
○ 判定実施体制の整備	財務局	○ 「都立建築物応急危険度判定技術者の登録に関する要綱」により各局の判定技術者を把握し、判定実施体制を整備する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
<p>ア 社会公共施設等の 応急危険度判定実施 体制の整備</p>	<p>被災直後</p>	<p>各施設管理者 関係各局</p>	<p>① 被災地域内の病院、社会福祉施設、学校等の施設管理者は、建物の的確な安全確認を行い、危険又は要注意と認められる場所又は建物から入院患者、入所者等を安全な場所等に避難誘導し、立入禁止等の措置をとる。</p> <p>② 施設管理者は、危険又は要注意と認められた建物について、当面の使用の可否を判断するため、応急危険度判定の実施の要否を決定し、所管又は指導監督する各局は、その結果を収集する。</p> <p>③ 避難所及び二次避難所については、開設者と施設管理者とが協力し、迅速に応急危険度判定を実施する。</p>
		<p>関係各局</p>	<p>① 災地域内の社会公共施設等を所管又は指導監督する各局は、各施設の被害概況を把握し、要応急危険度判定実施施設リストを作成する。また、施設の被害概況の報告から必要と認めたときは、被害施設の設置管理者である民間法人等に対し応急危険度判定の実施について指示又は指導する。</p> <p>② 各局は、所管する都立施設について対応困難となったとき、及び指導監督する施設について施設管理者から対応が困難のため支援要請があり、被災地域の医療需要、福祉需要等から見て必要と認めたときは、判定支援要請施設リストを提出して、災害対策本部に判定実施の支援を要請する。</p>
		<p>総務局 財務局 都市整備局 福祉保健局 教育庁 等</p>	<p>① 災害対策本部は、都立施設等の応急危険度判定実施のため必要と認められる場合、その判定調査の実施調整を円滑に行うため、公共建築物等応急危険度判定部会（仮称）（以下「判定部会」という。）を設置する。また、災害対策本部は、判定実施計画の策定後必要に応じて、他団体への協力依頼や合同調査の実施、区市町村立施設への応援等について、連絡・調整を行う。</p>

			② 判定部会は、応急危険度判定を優先的に実施する施設、地域等を定める。また、判定実施計画をもとに、関係各局の判定参加技術者数を調整・決定する。
ア 社会公共施設等の 応急危険度判定実施 体制の整備	被災直後	財務局	③ 財務局は、判定部会の決定に基づき、判定実施計画を策定する。 ④ 財務局は、判定部会の決定に基づき、関係各局に判定技術者の参集を要請する。また、判定技術者が不足する場合は災害対策本部に他団体への協力依頼を要請する。その他、参集した判定技術者に対する指示、活動調整を行うとともに、都立施設、民間福祉施設等の応急危険度判定を組織的かつ効率的に行うため、地域別に判定調査班を編成し、横断的な調査体制を整備する。
イ 応急危険度判定実施	被災直後～ 3日	関係各局 各施設管理者	① 各局が作成した要応急危険度判定実施施設リストに掲げる施設の管理者は「建築物の応急危険度判定基準」による応急危険度判定調査を実施する。なお、判定支援要請施設リストに掲げる施設の管理者は、財務局の支援を受け、判定調査を実施する。 ② 各施設管理者は、判定結果に基づき、施設の閉鎖、応急補修等の適切な対応策を講じるとともに、速やかに各施設の所管部局に報告する。
ウ 判定調査結果等の 集約	1週間以内	関係各局 財務局	① 各局は、施設管理者が実施した判定調査の結果及び応急対応状況について、集約し、災害対策本部に報告する。なお、支援により実施した結果は、財務局が集約し、災害対策本部に報告する。

第1 設置

応急危険度判定が必要と認められる都立及び区市町村立の公共建築物について、その判定調査の実施を円滑に行うため、公共建築物等応急危険度判定部会（以下「判定部会」という。）を設置する。

第2 役割

判定部会は、地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定することにより余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、次に掲げる役割を担う。

- 1 財務局の所要人員の見積りを基に、判定に参加する判定技術者の各局への割当て数を調整し、及び決定する。
- 2 各局が所管する施設において対応が困難になったとき、又は区市町村立施設から応援要請があり、被災地域の状況から必要と認めたときにおいて、支援措置をとる。
- 3 判定技術者が不足するときにおいて、他団体へ判定技術者の派遣を協力依頼する。

第3 構成

- 1 判定員を派遣する局の建築関係部課長、判定を要請する局の施設運営関係部課長等を構成員とする。
 - 2 「判定員を派遣する局」とは、財務局、都市整備局のほか、災害対策本部（応急対策司令室）が指定する局とする。
 - 3 「判定を要請する局」とは、教育庁、福祉保健局のほか、災害対策本部（応急対策司令室）が指定する局とする。
 - 4 事務局は災害対策本部（各局調整部門）とする。
- * 災害の規模、状況により判定要員数も変動するので、事前に特定しない。

第4 応急危険度判定の優先度

応急危険度判定は、対象建築物の重要度により、次の優先順位で行う。

- 1 庁舎等の防災活動の拠点、避難所となる都立学校（教育庁等の対応がとれない場合に限る。）
- 2 二次避難所となる都立社会福祉施設（福祉保健局から要請のあった場合に限る。）、都立病院及び災害拠点病院（福祉保健局から要請のあった場合に限る。）
- 3 2以外の都立社会福祉施設
- 4 1以外の都立学校、その他の公共施設

第5 その他

応急危険度判定が終了したときは、判定部会の任務も終了する。

震災により何らかの物的被害を被った社会公共施設等の改修、改築等については、その必要性を速やかに検討したうえ、恒久的な復旧・復興計画を作成し、改修、改築等に着手する必要がある。

そのため、応急危険度判定による緊急的対応を講じた後、引き続いて被災度区分判定調査を実施することにより施設・設備の損傷の程度・状況を的確に把握し、補強、補修あるいは取壊しの必要性について判断する。

なお、ここでは都立施設についての調査が中心となるが、民間の公共的施設（施設整備補助金の交付対象施設）についても、客観的な調査が実施できるよう支援する必要がある。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 被災度区分判定の周知	財務局、都市整備局、他各局	○ 東京都の各施設管理者、建築職員等及び区市町村並びに関係団体等に対し、被災度区分判定の意義及び基準について周知する。
○ 被災度区分判定の講習等の実施	財務局、都市整備局	○ 各局の建築職員等に対し、被災度区分判定の講習等を行う（財務局、都市整備局）

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 被災度区分判定実施体制の整備	被災後 1週間程度	各局	① 各社会公共施設等の管理責任者は、建築物等の被害の状況及び応急危険度判定の結果を踏まえ、施設機能の維持のために被災度区分判定調査を実施すべきか否かについて決定する。 ② 民間の公共的施設を指導監督する関係各局は、各施設の被害の概況及び応急危険度判定の結果を踏まえ、施設の設置者である民間法人等に対し、被災度区分判定の実施についての指示又は指導を行う。 ③ 各局は、各社会公共施設等からの報告に基づいて、要被災度区分判定実施施設リストを作成する。
		財務局 建築保全部	④ 財務局長は、各局の被災度区分判定実施を支援するための体制を整備する。
イ 被災度区分判定調査の実施	被災後 2週間程度～2か月以内	各局	① 各局は、必要な場合には、財務局の応援を受け所管施設の被災度区分判定調査を実施する。被災度区分判定調査は、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術基準」（国土交通省住宅局建築指導課）を標準として、各局が基準を定め、実施する。
		財務局 建築保全部	② 財務局財産運用部は、各社会公共施設等の被災度区分判定調査に対して協力をする。
ウ 判定調査結果等の集約	調査終了後	各局	① 各局は判定結果に基づき、施設の改修、改築等の実施計画を作成する。
		総務局総括部（※）	② 総務局総括部は、区市町村及び各局が所管する社会公共施設等の復旧・復興の計画に関する情報を収集し、整理する。

文化・社会教育の分野は、直接、生命や衣食住に関わるものではないため、対策がある程度後回しになるのはやむをえない面もあるが、復旧・復興期における、被災生活の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源にもなるものであり、なるべく早期に都立施設の再建を行うとともに、私立施設の再建支援を行う必要がある。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 都立施設の再建			
(ア) 再建計画の策定	被災後1週間～3か月以内	各所管部局	① 施設の被害程度に応じて、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 ・ 施設の被害が軽微な場合には、早期改修を計画する。 ・ 施設の被害が甚大な場合には、スケジュール等を含めた再建計画を策定する。 ② 財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、助成を国に要請し、必要な協議を行う。
(イ) 再建の実施	被災後1週間～3か月以内	各所管部局	① 軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続を行い、早期に工事を実施する。 ② 発注方式及び契約事務については、簡略化を図る。
イ 復興基金による私立施設の再建支援	被災後1～2か月以内	各所管部局	① 私立文化・社会教育施設等に対する復興基金による助成等を検討する。

文化 2節2

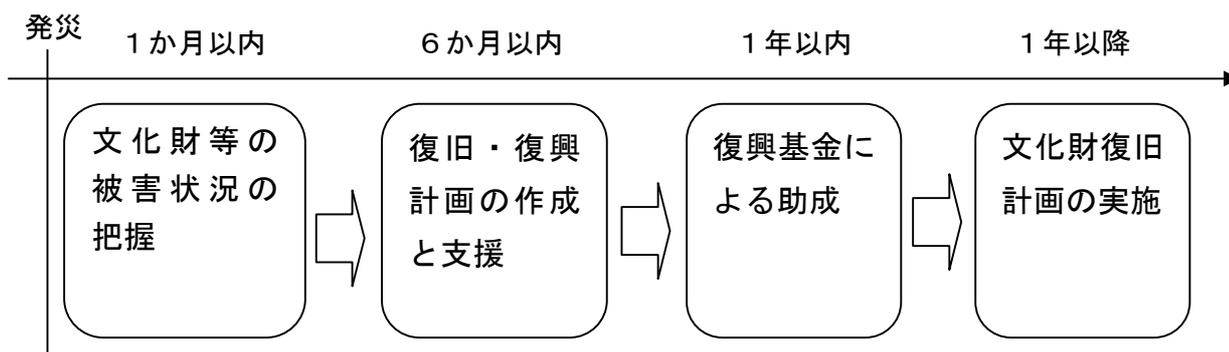
文化財等の復旧・復興支援

● 調査 ○ 立案 ● 実施 ● 支援 ○ 連絡 ○ 会議 ○ その他	実施責任担当課	生涯学習課
	マニュアル更新担当課	生涯学習課

《行動のあらまし》

被災時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害が生じるおそれがある。被災後放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。このため、被災した文化財を緊急に点検・保全し、貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止する必要がある。また、文化財は国民的財産であり、貴重な観光資源となっている場合も多いことから、速やかな復旧を図る必要がある。

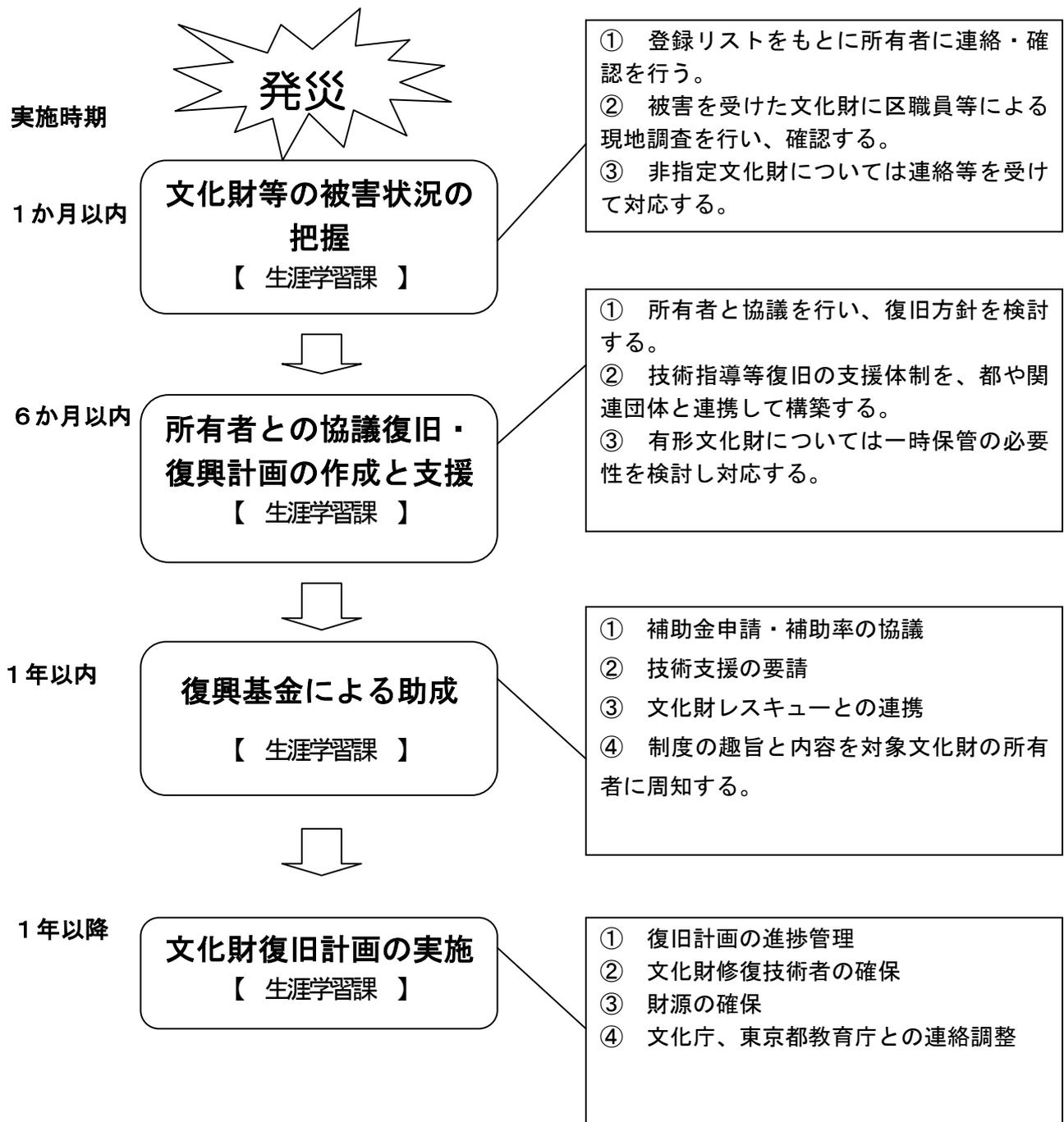
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	○ 被害状況の調査方法の検討 ○ 「調査書類のひな形」の作成 ○ 被害状況把握等のための体制整備
留意事項	◆ 文化財保護という観点を見失わない。 ◆ 流出や破壊をくいとめる。
検討課題	★ 文化庁、東京都教育庁との連携 ★ 非登録文化財所有者の把握
コラム	神戸市内の国指定・県指定・市指定文化財のうち有形の文化財249件のなかで94件が被災した。このうち、建造物関係は80棟と全体の85%を占めている。災害復旧工事では、これまでの文化財修理の原則であった現状復旧だけでなく、耐震対策を講じることによってより災害に強い文化財建造物として再建された。しかし、残念ながら滅失してしまったり、姿を変えてしまった建造物もあった。(神戸復興誌)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
東京都震災復興マニュアル

必要な物品

□

震災時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害を生じるおそれがある。また、被災後に放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。このため、被災した文化財を緊急に点検・保全し、貴重な文化財等の損傷、劣化を食い止めるとともに、廃棄・散逸を防止する必要がある。また、文化財は国民的財産であり、貴重な観光資源となっている場合も多いことから、速やかな復旧を図る必要がある。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 文化財の現況の把握	教育庁 地域教育支援部	○ 文化財の現況（保存場所及び状況）をデータベース化する。
○ 「調査書類のひな形」の作成	同上	○ 被害状況の調査書類のひな形を作成する。
○ 仮保管に関する検討	同上	○ 特に慎重な扱いを要する収蔵品の仮保管に適する施設等について検討し、情報を常に把握しておく。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 国、都指定文化財等の被害状況調査	被災直後	教育庁 地域教育支援部	① 教育庁及び区市町村のこれに相当する組織の文化財担当課に、被災状況把握等のための体制を整える。
		区市町村	① 区市町村教育委員会は、文化財担当職員及び文化財保護調査委員等が中心となり、文化財保護審議会委員の指導・助言等を得ながら、文化財の被害状況を調査・把握する。 ② 市町村の文化財所管部局は、被害状況を集約して都教育庁に「文化財被害状況対応調査票」により報告する。 ③ 教育庁は、都全体の文化財等の災害状況を勘案し、区市町村に対して適切に対応していく。
		教育庁 地域教育支援部	① 「文化庁防災業務計画」及び「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」（以下「文化庁通知等」という。）にのっとり区市町村と連携して調査を行う。 ② 同様に上記文化庁通知等にのっとり、文化庁等へ調査協力を依頼する。

具体的行動名	実施時期	所管部局	手 順 と 方 法
イ 所有者との協議	被災後1週間以内	教育庁 地域教育支援部	① 民間所有の場合、被災した文化財等の廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度等に応じて所有者と仮保管・修復に関する協議を行う。
ウ 国への助成の要請	被災後1か月以内	教育庁 地域教育支援部	① 被害状況に応じて、国による国庫補助の緊急採択を要請する。 ② 被害状況に応じて、応急措置の技術的支援を要請する。
エ 復興基金による助成	被災後1～2か月以内	教育庁 地域教育支援部	① 文化財に対する復興基金による助成を検討する。 ② 助成を実施する場合には、制度の趣旨と内容を対象文化財の所有者に周知する。
オ 復旧計画の作成	被災後3か月以内	教育庁 地域教育支援部	① 指定文化財の復旧を進めるに当たり文化庁通知等に則り、スケジュールを含めた復旧計画を策定する。 ② 復旧計画を策定する際には、都の「総合的・長期的な文化施策の展開」等との整合性を図る。

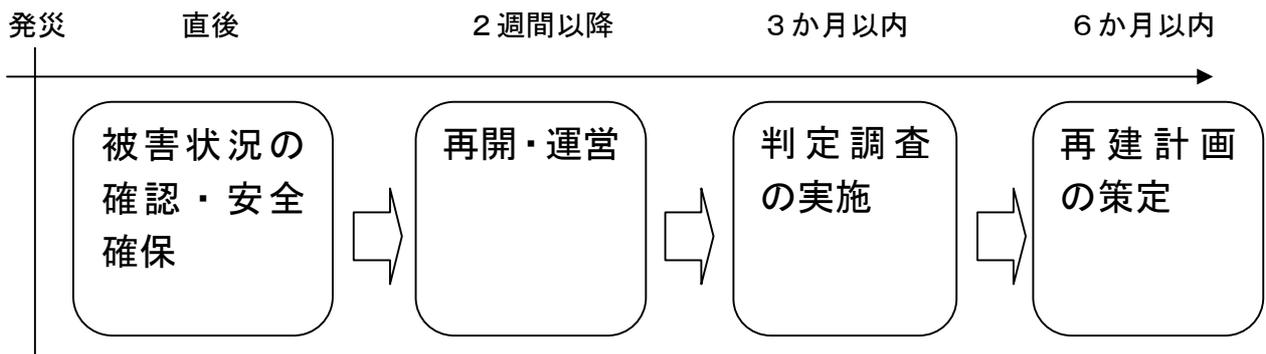
区有施設（地区センター等地域コミュニティ施設）の復旧と再整備

<input type="radio"/> 調査 <input type="radio"/> 立案 <input checked="" type="radio"/> 実施 <input checked="" type="radio"/> 支援 <input checked="" type="radio"/> 連絡 <input checked="" type="radio"/> 会議 <input type="radio"/> その他	実施責任担当課	営繕課、地域振興課
	マニュアル更新担当課	地域振興課

《行動のあらまし》

被災者の生活再建のためには、助け合いなど地域の力が重要になる。そのため町会・自治会、その他復興に取り組む区民活動グループの活動拠点として、区所有の地域コミュニティ施設（地区センター等）を早期に再開・運営し、地域コミュニティ活動の再生と活性化を図り、地域の復興に向けて取り組めるよう支援する。

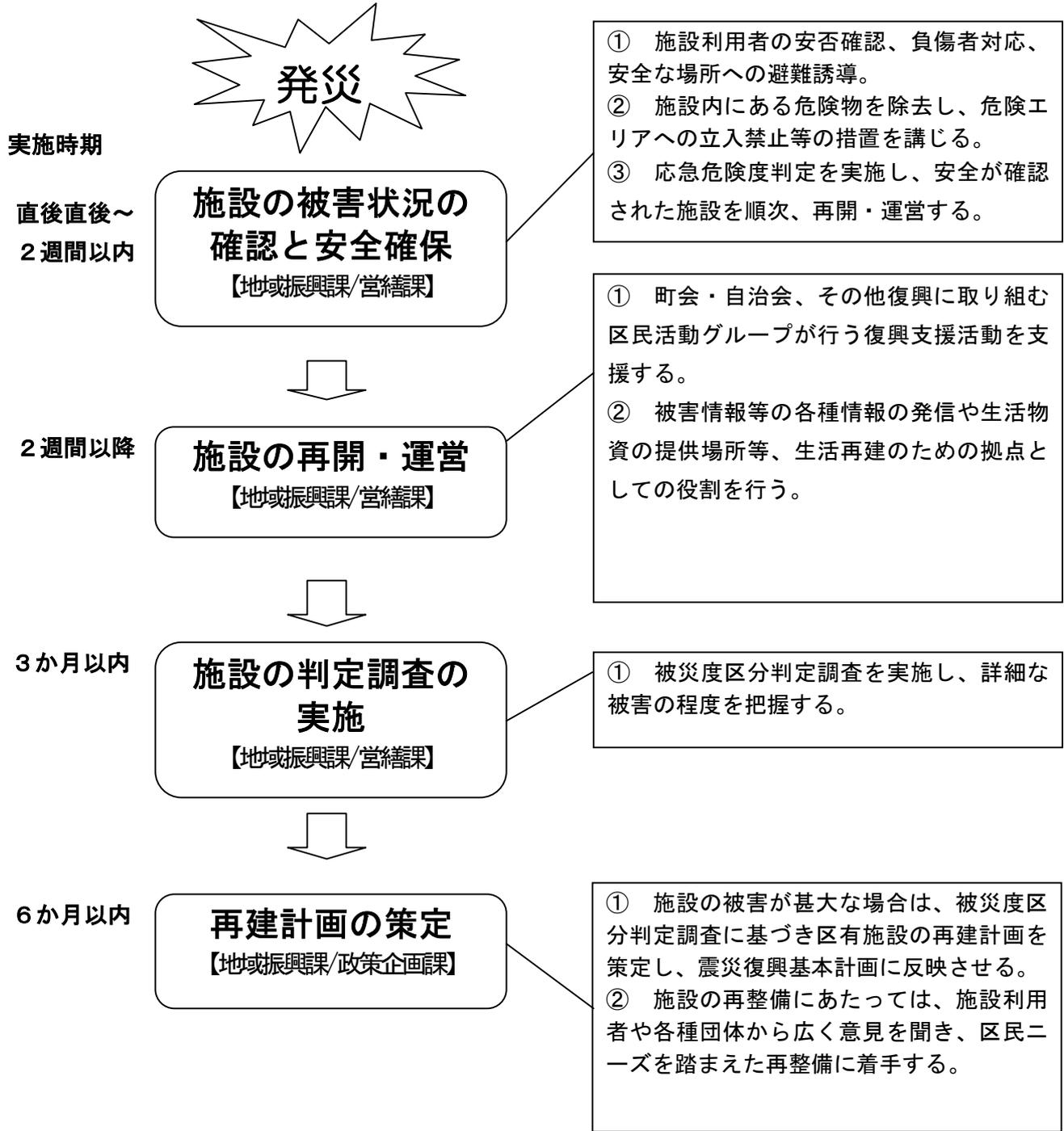
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	○ 被害状況チェックリストの作成
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況調査は、各施設管理者が実施する。 ◆ 応急危険度判定/被災度区分判定調査は、営繕課が担当して専門技術者を派遣して行う。避難施設等を使う施設については、優先して調査
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 施設再開、工事着手の順位付 ★ 被災度区分判定調査を実施する施設の順序が定められていないため、優先順位について検討をする必要がある。
コラム	<p>被害の程度に応じて、施設の部分開館等を実施し、一日も早い再開を望む市民に、速やかにサービスを実施するように努めた。市民センターについては震災による休館や避難所対応を優先した時期があったが、市民の再開要望に応じて再開が可能なセンターから順次事業を再開することとし、建物の被災状況や地域事情に合わせた事業を展開した。（仙台市震災記録誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

- 必要な物品**
- 地域防災計画
 - 震災復興マニュアル
 - 地域連携対策本部マニュアル
 - 配置、平面図

地域 2節4

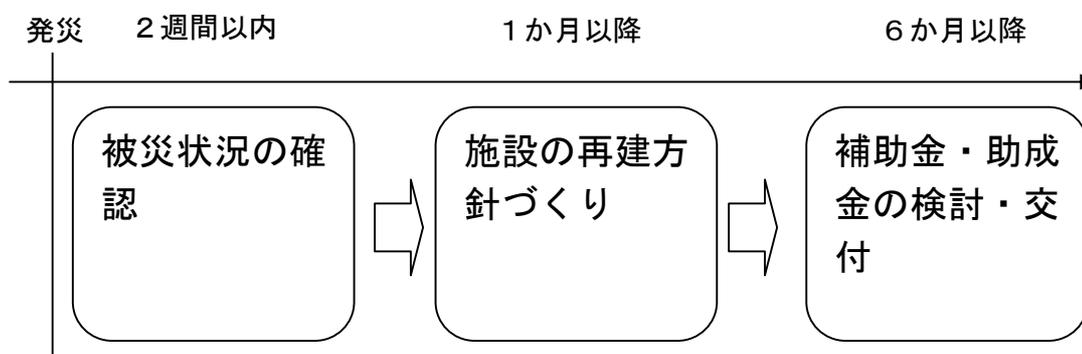
町会・自治会施設（町会会館）再建支援

● 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	地域振興課
● 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	地域振興課
○ その他		

《行動のあらまし》

被災者の生活再建のためには、助け合いなど地域の力が重要になる。そのため町会・自治会が所有する地域コミュニティ施設（町会会館）を早期に再開・運営し、地域コミュニティ活動の再生と活性化を図り、地域の復興に向けて取り組めるよう支援する。

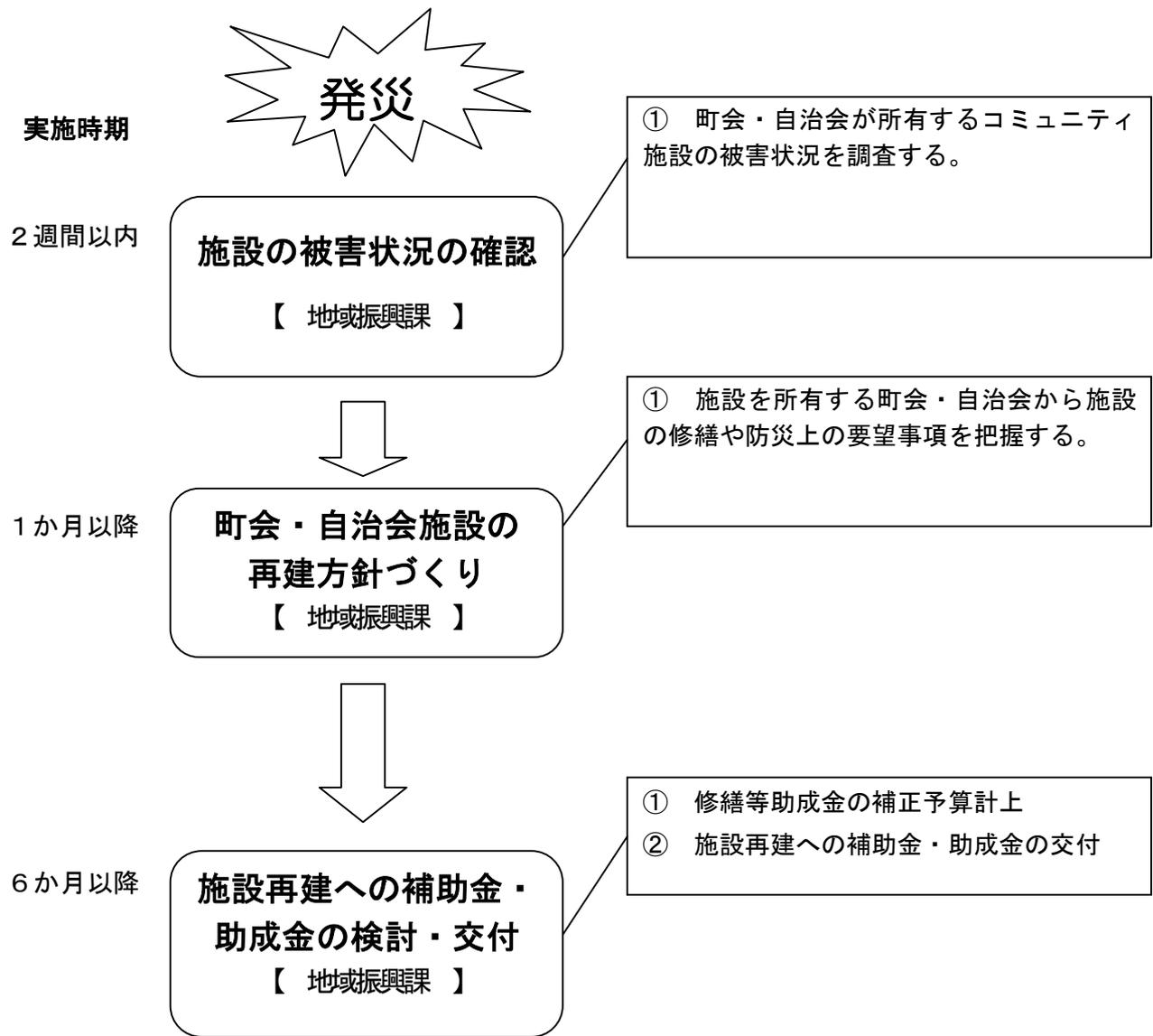
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要綱改正検討 ○ 町会会館リスト（建物＋家具等）の作成
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況の確認を行う際の専門家の確保
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 上記助成制度における町会負担割合の軽減 ★ 再交付耐用年数の軽減 ★ 住家の被害認定調査の対象とするか

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

必要な物品

地域

2節5

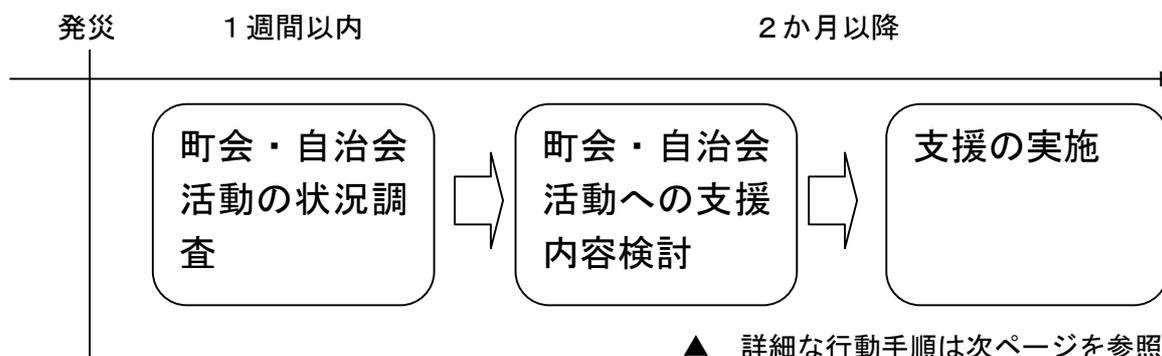
町会・自治会活動への支援

○ 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	各自治町会、地域振興課
● 支援 ● 連絡 ● 会議	マニュアル更新担当課	地域振興課
○ その他		

《行動のあらまし》

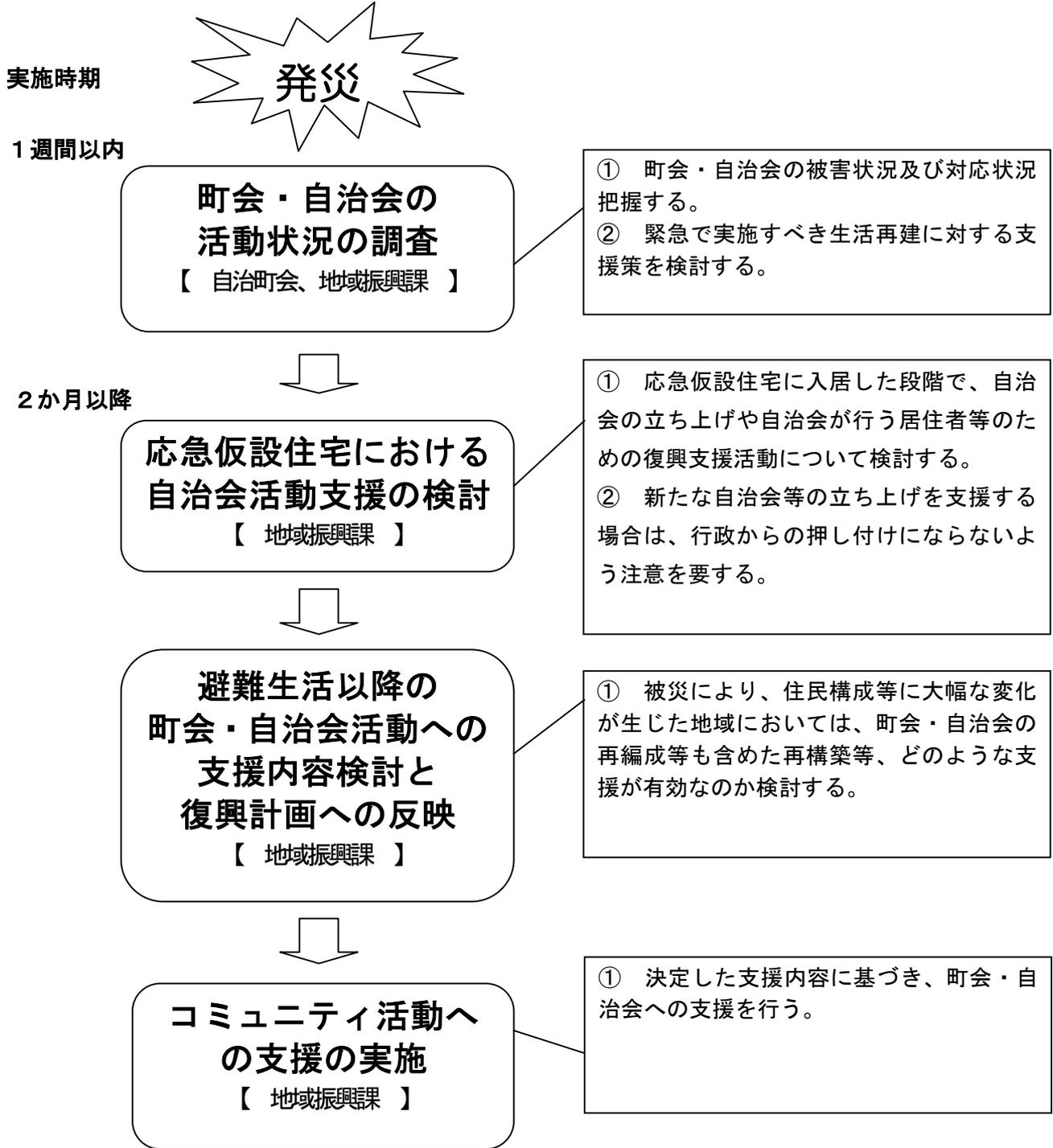
地域の復旧・復興のためには、助け合いなど地域の力が重要になる。そのため被災により弱体化した町会・自治会のコミュニティ組織の再編成や応急仮設住宅における自治会の立ち上げなど、町会・自治会のコミュニティ活動の再生と活性化を支援する。

《プロセスのポイント》



事前準備	○ 自治町会設立時用のモデル規約、自治町会設立の流れや進め方のマニュアルの整備
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政からの情報伝達や住民からの要望吸い上げを機能的に行うためにも、応急仮設住宅における自治会の早期立ち上げが必要 ◆ 応急仮設住宅の場合、それまでの地域コミュニティとは異なる人々が居住するため、キーパーソンとなりえる人物を見出すことが困難と想定される。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 同一地域内に複数の仮設住宅が設置された場合の支援体制（人員の確保）。 ★ 仮設住宅には多くの単身世帯が入居することが予想される。単身世帯と既存の町会・自治会組織との再編成を含めた再構築等の有効な支援策について、検討する。
コラム	<p>神戸市市民局がまとめた「住民自治組織被災状況調査報告書」によると、地域のつながり（連帯感）の変化については、新たにつながりが生まれたり、つながりが強くなったとするものが51.3%あり、震災を契機として地域のつながりが強まったことが明らかになった。今後つながりを強めていくべきだとするものも41.8%あり、全体として震災を経てコミュニティに対する志向が高まっている。（阪神淡路大震災—神戸市の記録1995年—）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

- 必要な物品**
- 地域防災計画
 - 震災復興マニュアル
 - 地域連携対策本部マニュアル

地域 2節6

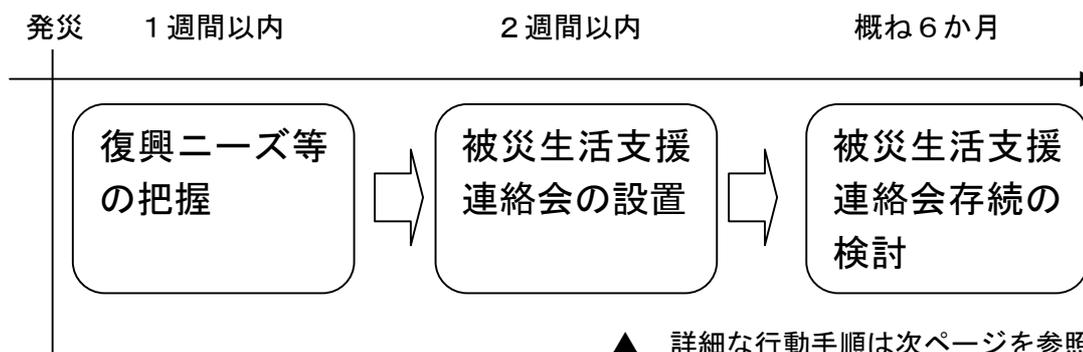
地域連携による復興活動の支援

<input type="radio"/> 調査 <input type="radio"/> 立案 ● 実施 ● 支援 ● 連絡 ● 会議 <input type="radio"/> その他	実施責任担当課	各自治町会、その他地域活動団体、地域振興課、防災課、団体を所管する課
	マニュアル更新担当課	地域振興課

《行動のあらまし》

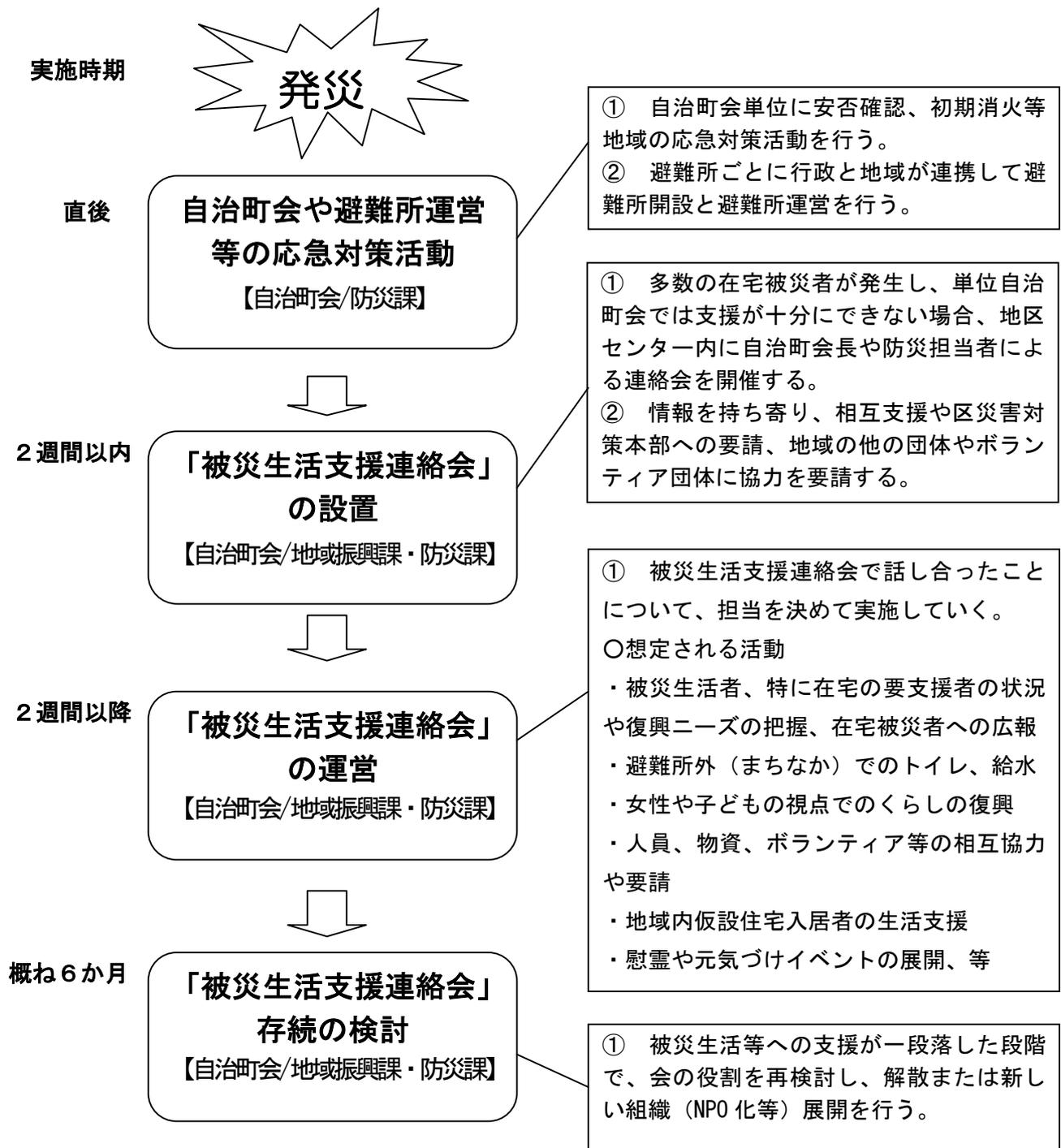
甚大な被害が生じて単位自治町会での対応が困難になった場合、19の自治町会連合会を単位に、自治町会やその他地域活動団体の発意と協力のもと、「〇〇地域被災生活支援連絡会」を立ち上げ、情報収集や復興ニーズの把握等を行い、関係機関の協力等要請する仕組みをつくる。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 19地区の自治町会長会議等で災害時の復興の進め方について、理解を深めておく。 ○ 各地区センターに配置されている地区センター長は、災害時の地区町会連合会の情報把握や連絡を行う役割と災害対策本部・災害復興本部と地区町会連合会とのパイプ役を務める。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 甚大な被害を受けて、別途、市街地の復興が必要な場合は、区が復興の重点地区に指定し、権利者等に呼びかけて「復興まちづくり協議会」が発足する。「被災生活支援連絡会」は自治町会や地域活動団体相互の助け合い活動を連携する組織として位置づける。 ◆ 「被災生活支援連絡会」は、行政呼びかけではなく、地区町会連合会の発意で設置することが望ましい。区は、連絡調整や事務連絡にあたる人員や地区センターが有する資機材を提供する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 19地区を単位に、事前から「震災復興まちづくり訓練」を定期的にしていくことが望ましい。 ★ 自治町会が取り組む復興時の被災者支援活動を支援する資金、人材確保等について、災害直後から展開できるよう準備しておく。(復興計画への組み込み等)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

市街地復興が必要な場合は、「復興まちづくり協議会」を立ち上げる（都市・住宅編参照）活動目的が違うので両立してもよい。

☆ 資料ページ

必要な物品

- 地域防災計画
- 震災復興マニュアル
- 自治町会別の震災復興の進め方（震災復興訓練の実施地区から作成）

地域 2節7

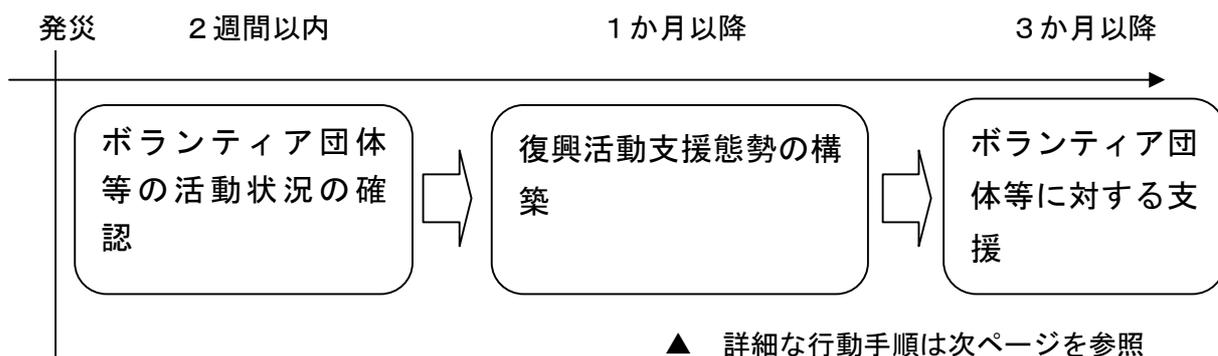
ボランティア団体等の活動への支援

● 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	地域振興課、防災課、 福祉管理課、社会福祉協議会
● 支援 ● 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	福祉管理課
○ その他		

《行動のあらまし》

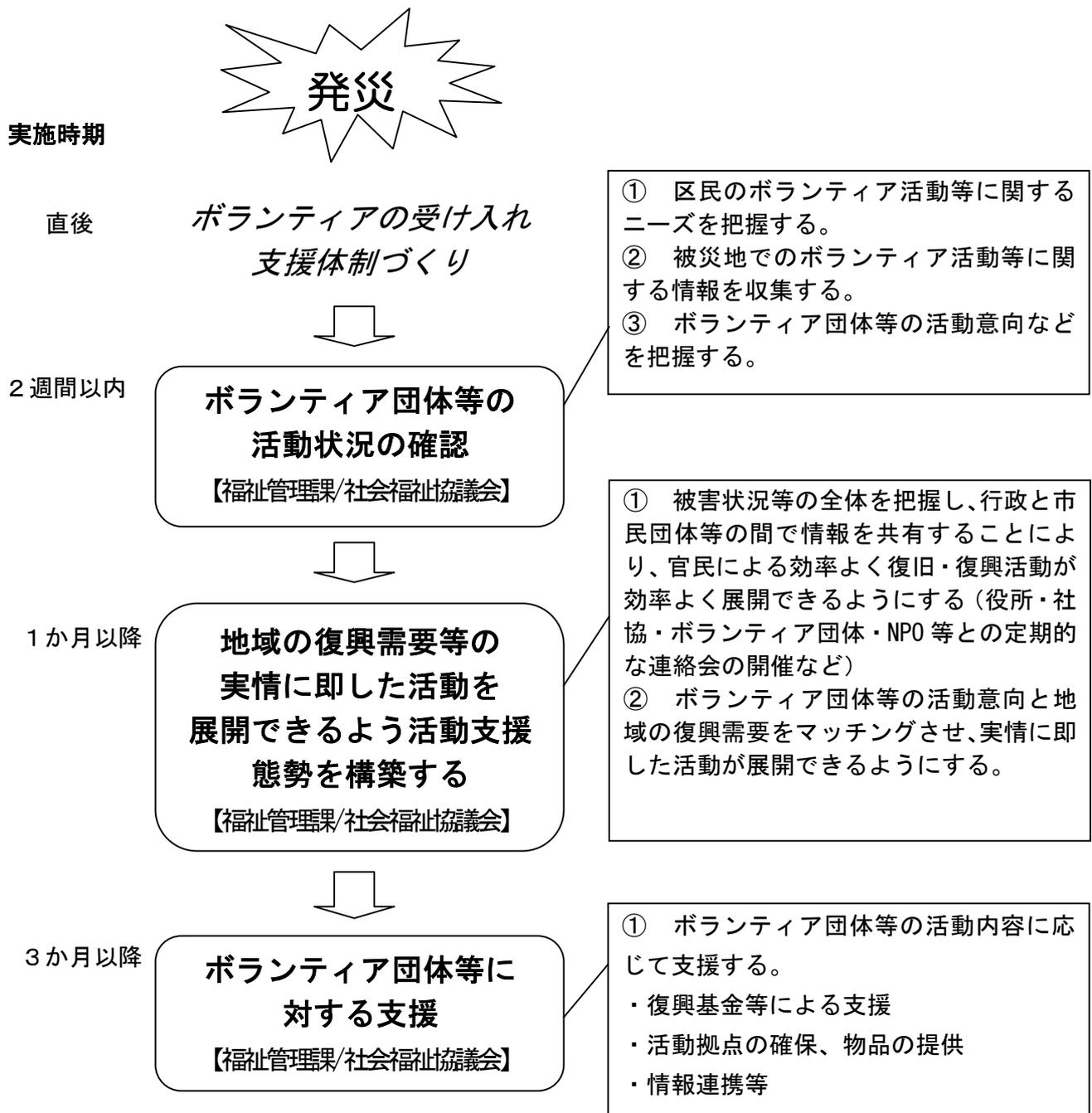
大震災が発生した場合、災害対策本部により一般ボランティア活動等の対応窓口の設置を葛飾区社会福祉協議会に要請し、応急対応のための連携体制を整備するが、その後、生活復興期において、被災者の自立に向け、中・長期的な活動を行うボランティア団体やNPO等に対して側面的な支援をする。

《プロセスのポイント》



事前準備	○ どのような活動を公的支援の対象にするかについて、事前に検討しておく。
留意事項	◆ ボランティア団体やNPO同士の情報交換の場が必要
検討課題	★ 貸出物品の確保や調達等について、検討しておく。
コラム	<p>神戸では被災直後には区役所にボランティアが殺到したが、区役所では避難所の開設、救援物資の受入、遺体の安置などに忙殺され、対応することができなかつたため、区対策本部への協力や避難所での活動など、ボランティアはそれぞれの判断によって自発的に活動を開始した。</p> <p>ボランティアリーダーから区役所内でボランティアルームをつくりたい旨の申出があり、「自主運営」を約束に会議室と携帯電話・内線電話を貸し出した。また、仮眠施設や食事の提供を行ったが、ボランティアの具体的活動内容には、ほとんど関与せず、あくまで自主運営をしてもらった。(神戸復興誌)</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
東京都震災復興マニュアル

- 必要な物品**
- 地域防災計画
 - 震災復興マニュアル

震災が発生した場合、ボランティアやNPO等が効果的な活動を展開しうるよう、行政には、それらの自主性・自立性を尊重しつつ、これらの市民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないよう相互の連絡に努めるとともに、これらの活動に従事する人々が円滑に活動を展開することができるよう環境整備等の面で配慮をしていくことが求められる。このため、都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

また、各分野の専門家（弁護士、建築家等）と平常時から連携し、被災後には早期から協力を得る。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 体制の整備	被災直後	生活文化局 都民生活部	① 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。
		東京ボランティア・市民活動センター	① 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援
		東京消防庁	① 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部を設置する。 ② 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請を行う。
		各局	① 各局は、東京都防災ボランティアに関する要綱等で定める専門的ボランティア（応急危険度判定員、防災（語学）ボランティア、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア等）の活動体制を整備する。
		総務局	① 被災者を対象とする相談会を実施する場合や区市町村又は地域復興協議会等から要請を受けた場合等には、災害復興まちづくり支援機構との協定に基づき、弁護士・建築家等の派遣を要請する。
イ 基礎的情報の収集・提供	被災直後～3か月程度 (応急対応期)	生活文化局 都民生活部	① 都の内外の被災状況の情報収集や、国・道府県・区市町村等との連絡調整を行う。
		(東京ボランティア・市民活動センター)	① 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供
		区市町村	① 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ ② 区市町村災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ウ 市民活動に関する 連絡・調整・要請	被災直後～ 3か月程度 (応急対応期)	生活文化局 都民生活部	① ボランティアの受入れ状況等の情報提供を行う。
		(東京ボランティア・市民活動センター)	① 市民活動団体等との連携を密に行う。
エ 人的・物的協力	被災直後～ 3か月程度 (応急対応期)	生活文化局 都民生活部	① 区市町村からの要請に基づく、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保を行う。
		(東京ボランティア・市民活動センター)	① 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣や、区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援、資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整を行う。

被災後 4 か月程度経過した段階では、被災者は避難所から元の居住地域や応急仮設住宅に移っており、各々の生活の再建など自立に向けた動きを本格化させている。この時期はまた、応急対応期に外部から駆けつけてきたボランティアやNPO等の多くが撤退していくものと予想される。しかし、被災者の置かれた状況によっては、地域のボランティアやNPO等が中心となり、被災者の自立に向けて、引き続き支援を行っていくことになると思われる。このため、東京ボランティア・市民活動センターにおいては、復興期の当初において、被災地域外から来たボランティアやNPO等の活動を地元団体と円滑に引継ぎを行えるよう支援する。それ以降、数年の間は、被災者の自立に向けて、長期的な活動を行うボランティアやNPO等に対して側面的な支援をする。

また、まちづくりなど、各分野の復興が本格化した後にも、専門家（弁護士、建築家等）と引き続き連携し、復興を円滑に進めるため、協力を得ていく。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア ネットワークの充実	被災後 4 か月程度～ (生活復興期)	生活文化局 都民生活部	① 東京ボランティア・市民活動センターを中核として、地域のボランティアセンターなどと連携して活動中のボランティアやNPO等とのネットワークを充実する。
イ 基礎的情報の収集・提供	被災後 4 か月程度～ (生活復興期)	(東京ボランティア・市民活動センター)	① 東京ボランティア・市民活動センターは、引き続きネットワークを通じて、支援を必要とする地域や新たなボランティアニーズ等、被災者の生活復興を支援するうえで有益な情報を収集し、ボランティアやNPO等の関係者にそれらの情報提供を行う。
ウ 市民活動との連携の促進	被災後 4 か月程度～ (生活復興期)	(東京ボランティア・市民活動センター)	① 東京ボランティア・市民活動センターは、ネットワークを通じて、都民等に対して地域における市民活動等への参加を呼びかけ、また、全国のボランティアやNPO等に対して専門的な分野をはじめとする各種の活動への参加や支援についての情報提供を行う。
エ 市民活動に関する連絡・調整・要請	被災後 4 か月程度～ (生活復興期)	生活文化局 都民生活部 (東京ボランティア・市民活動センター)	① ボランティアの受入れ状況等の情報提供を行う。
			① 市民活動団体等との連携を密に行う。

具体的行動名	実施時期	所管部局	手 順 と 方 法
オ 人的・物的協力	被災後4か月程度～ (生活復興期)	生活文化局 都民生活部 (東京ボランティア・市民活動センター)	<p>① 区市町村からの要請に基づく、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保を行う。</p> <p>① 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣や、区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援、資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整を行う。</p>
カ 市民活動の平時化への協力及び団体間の調整	被災後4か月程度～ (生活復興期)	(東京ボランティア・市民活動センター)	<p>① 東京ボランティア・市民活動センターは、被災地域の回復状況に応じて、地域外からのボランティアやNPO等による活動が地域住民や地域の活動団体に円滑に引き継がれていくようコーディネーター等による調整、必要な人材の紹介及び専門的な立場からの助言等を行う。また、ボランティアやNPO等の活動が継続しうるよう資金援助の呼びかけを行う。</p> <p>② 東京ボランティア・市民活動センターは、ボランティアやNPO等が被災者の自立に向けて長期的な支援を行うに際しての側面的な支援を行う。</p> <p>③ 東京ボランティア・市民活動センターは、被災者を支援するボランティアやNPO等の主体性に十分配慮しながら、必要に応じた調整を行う。</p> <p>④ 地域の自治体と連携しながらボランティアやNPO等の円滑な撤退が行われるよう配慮する。</p>
キ 専門家の派遣	被災後	総 務 局	① 復興まちづくりに関し、相談会を実施する場合や区市町村又は地域復興協議会等から要請を受けた場合等には、災害復興まちづくり支援機構との協定に基づき、弁護士・建築家等の派遣を要請する。

3節 1

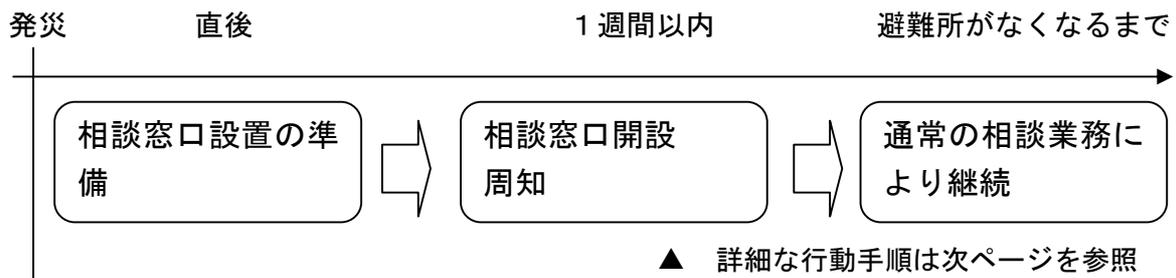
「悩みごと・法律・DV」に関する相談窓口の設置

○ 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	人権推進課
● 支援 ● 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	人権推進課
○ その他		

《行動のあらまし》

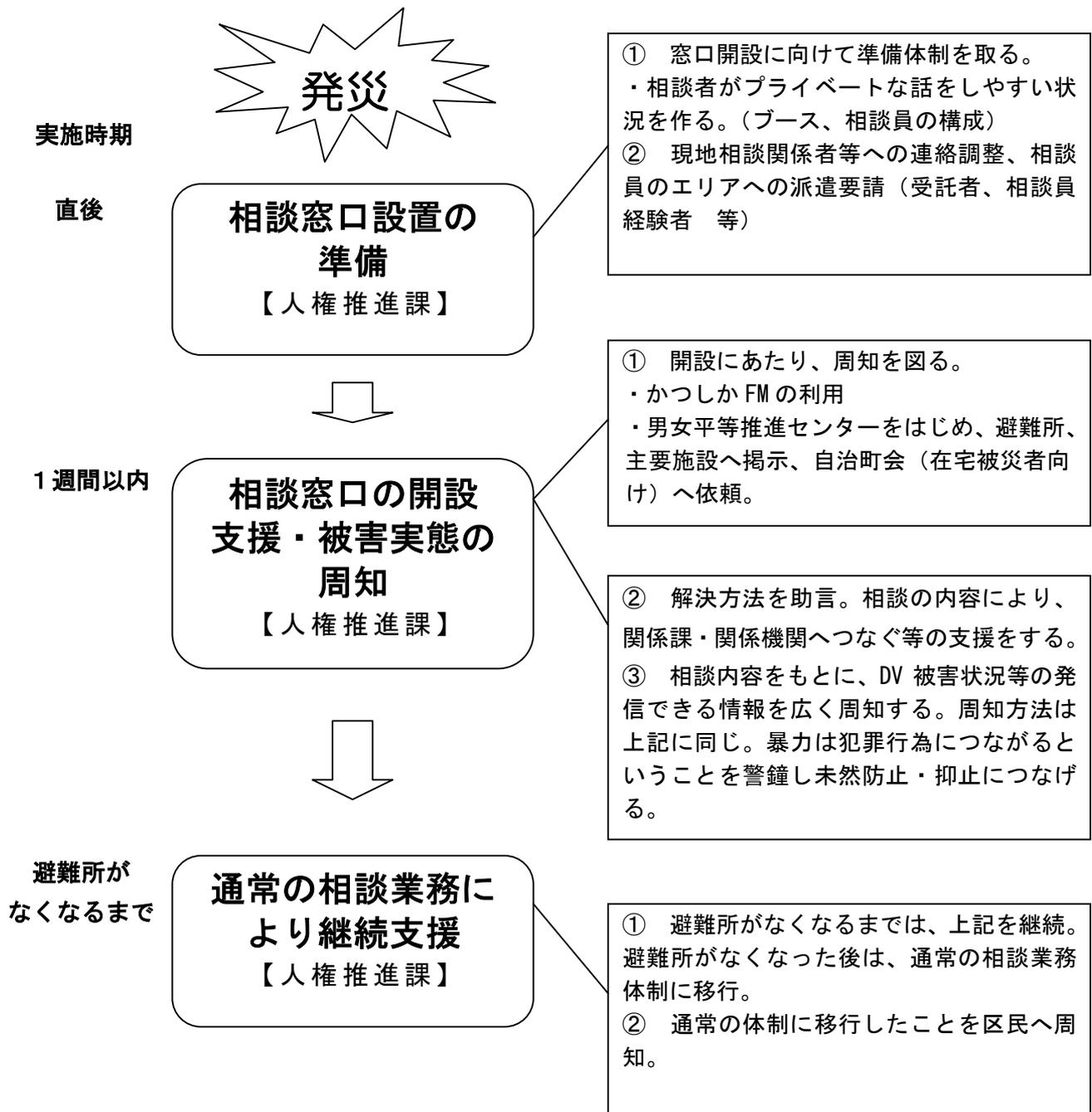
男女平等推進センター内に、被災者の悩みごと・法律関係の相談窓口を設置する。また、災害により、DV等が顕在化し、DV等被害者の増加が考えられることから、DV相談窓口も設置する。対象とする相談者は、従来女性に加え、思春期の女子等。特に、親をなくしたりボランティアで働く中・高校生の相談の受け皿となる。従来より相談事業を実施していることから、災害発生～復興期、復興事業終了後も継続的に対応する。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務は委託しているため、災害時～復興期における契約について検討しておく。 ○ 相談者への対応手順等を決めておく。 ○ 現地相談会の開催を検討・決定しておく。 ○ 相談内容による連携先（連携窓口）を確保しておく。 ○ 相談員派遣のために各課調整をする。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談者が話やすいように、相談員の年齢等を考慮する。 ◆ プライバシーを守ることができる相談場所・地域に偏りがないように現地相談会設置場所を検討する。 ◆ 日頃から区及び関係機関における支援等の情報を収集しておく。 ◆ 避難所で被害が発生した場合の人的措置・連携体制を取る。
検 討 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 相談員（人員）派遣のための各課調整 ★ 男女平等推進センター活動団体への協力依頼 ★ 現地相談会開催の検討
コ ラ ム	<p>災害時・復興期のDVは、殴るなどの身体的暴力だけでなく、義援金、支援金をギャンブルや他の女性に使い、家計に入れられないなどの経済的暴力も見られます。災害を機に暴力が表面化したり、暴力の程度が悪化したり、あらたな形態の暴力が加わったりして激化する場合があります。その背景には、家や車などを失くす、失業するなど、災害による喪失や環境の変化が、女性に不利な形で表れやすいという事情があります。さらに、災害時のプライバシーが守られないために、暴力が理由で別居していた夫に避難所で見つかってしまったというケースも報告されています。（男女共同参画・多様性配慮の視点で学ぶ 防災ワークブック）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ
男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

- 必要な物品**
- 長机
 - 椅子
 - パーテーション
 - 筆記具・メモ・紙類など消耗品
 - ランタン

【男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 内閣府】

東日本大震災では、避難所で、知らない人が隣に寝ていて、身体を触られた、更衣室をのぞかれたなどの相談も寄せられており、女性に対する暴力等が懸念されます。そのため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなどの配慮が必要です。このほか、暴力禁止を謳うポスターの掲示や、自己防衛のためにもなるべく複数で行動するように避難者に対して呼びかけるなどして、配偶者からの暴力、性犯罪等に限らず、性的いやがらせ、セクシュアル・ハラスメントも含めて、女性に対する暴力の注意喚起を進めることが考えられます。

女性や子どもに対する暴力等は、暗がりや夜間に起きるとは限りません。避難所の管理責任者やリーダーは、このことを十分に理解し、暴力を許さない環境づくりを行うとともに、被害者に対して適切な対応をすることが必要です。

避難生活では、男女とも様々な不安や悩み、ストレスを抱えることが多くなります。女性専用の相談窓口のほか、男性専用の相談窓口を設け、男性が相談しやすい雰囲気づくりを行うことが必要です。

また、相談窓口を設置するだけでは相談しにくい状況もあるので、女性専用スペース等、気軽に集まることができ、安心して話ができる空間を確保すると、何気ない会話の中で、それぞれの悩み等を打ち明けやすくなります。東日本大震災では、NPOやボランティアの協力により、避難所においてカフェやマッサージ等をしながら悩みを語り合ったり、リラックスできる場を提供したりすることで、避難者のストレスの軽減を図る活動も行われました。

取組事例

支援物資の配布時に相談窓口の情報を周知（宮城県沿岸部）

特定非営利活動法人ハーティ仙台は、東日本大震災以前から、主に配偶者からの暴力及び性暴力の被害女性をサポートする電話・面接相談や、離婚と配偶者からの暴力をテーマに当事者が話し合う場の運営、暴力被害に合った女性の避難所（シェルター）の運営等、様々な活動を行ってきた。東日本大震災後、被災地の女性支援の活動を組織的に行い、被災した女性と全国からの支援を結び付けるために、平成23年5月4日に、ハーティ仙台のメンバーを中心に「みやぎジョネット（みやぎ女性復興支援ネットワーク）」を立ち上げた。ハーティ仙台は、民間シェルターとして配偶者からの暴力や性暴力の被害者支援を行う性格上、事務所の所在地等を公開できないため、別組織としたものである。

みやぎジョネットは、被災した女性の支援のため、全国各地から送られてきた支援物資を車に積んで沿岸部の各避難所を訪問し、避難者へ配布した。その際、女性に対する暴力の防止や、相談窓口に関するパンフレット・カード等を手渡し、避難者へ情報提供を行った。女性個人に支援物資の下着等を配る際には、女性専用の相談窓口の電話番号が記載された広報カードを手渡すなどの工夫も行った。

参考資料 6-3-1 の 2 女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について（平成 23 年 3 月 24 日 内閣府男女共同参画局 事務連絡）
【男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 内閣府】

1. 避難所等で生活する女性に対する相談窓口の開設とその周知

- 避難所等で生活する女性は、多様な悩みを抱えており、また、女性に対して相談しやすい悩みもあることから、避難所等で生活する女性のための相談窓口を開設するとともに、これを幅広く効果的に周知していくことが重要である。
- 周知に当たっては、避難所以外にも、親戚・知人等の家庭や公営住宅・仮設住宅等での避難生活を送られる方もおり、そうした方にも周知されるよう配慮いただきたい。
- 女性に対する相談窓口の開設・運営に当たっては、これまでに実施実績のある男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用するとともに、相談内容が更に多様になることが予想されることから、幅広い関係機関との連携を強化し、対応していく必要がある。
- 相談を通じて把握した女性や子育てのニーズについては、適切に、支援の向上につなげていくことが重要である。

2. 女性に対する暴力の予防のための取組の実施と、相談窓口や相談サービスについての避難所等での周知

- 避難所等での生活が長引く中で、性暴力や配偶者間暴力等の女性に対する暴力への懸念が広がっており、関係機関と連携の上、「人目のないところを一人で歩かない」などの注意喚起を含め、その予防に努めることが重要である。
- また、被害に悩む女性に対する支援も必要であり、例えば以下の相談窓口・相談サービスについての周知が必要である。
 - ・ DV相談ナビ（0570-0-55210。最寄りのDV相談サービスを案内、電話を転送。）
 - ・ パープルダイヤル（0120-941-826。3月27日22時まで。内閣府事業。性暴力や配偶者間暴力被害の無料相談）
 - ・ 地方自治体や民間団体が提供している相談サービス・相談窓口。

女性 3節2

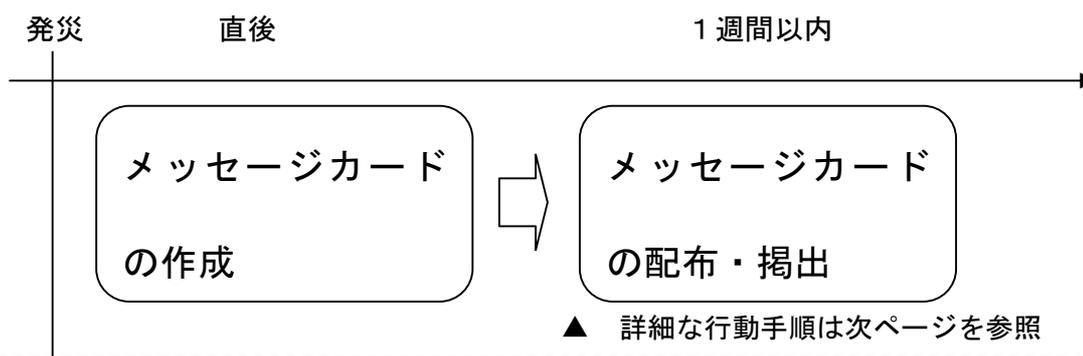
メッセージカードの作成・配布

○ 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	人権推進課
● 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	人権推進課
○ その他		

《行動のあらまし》

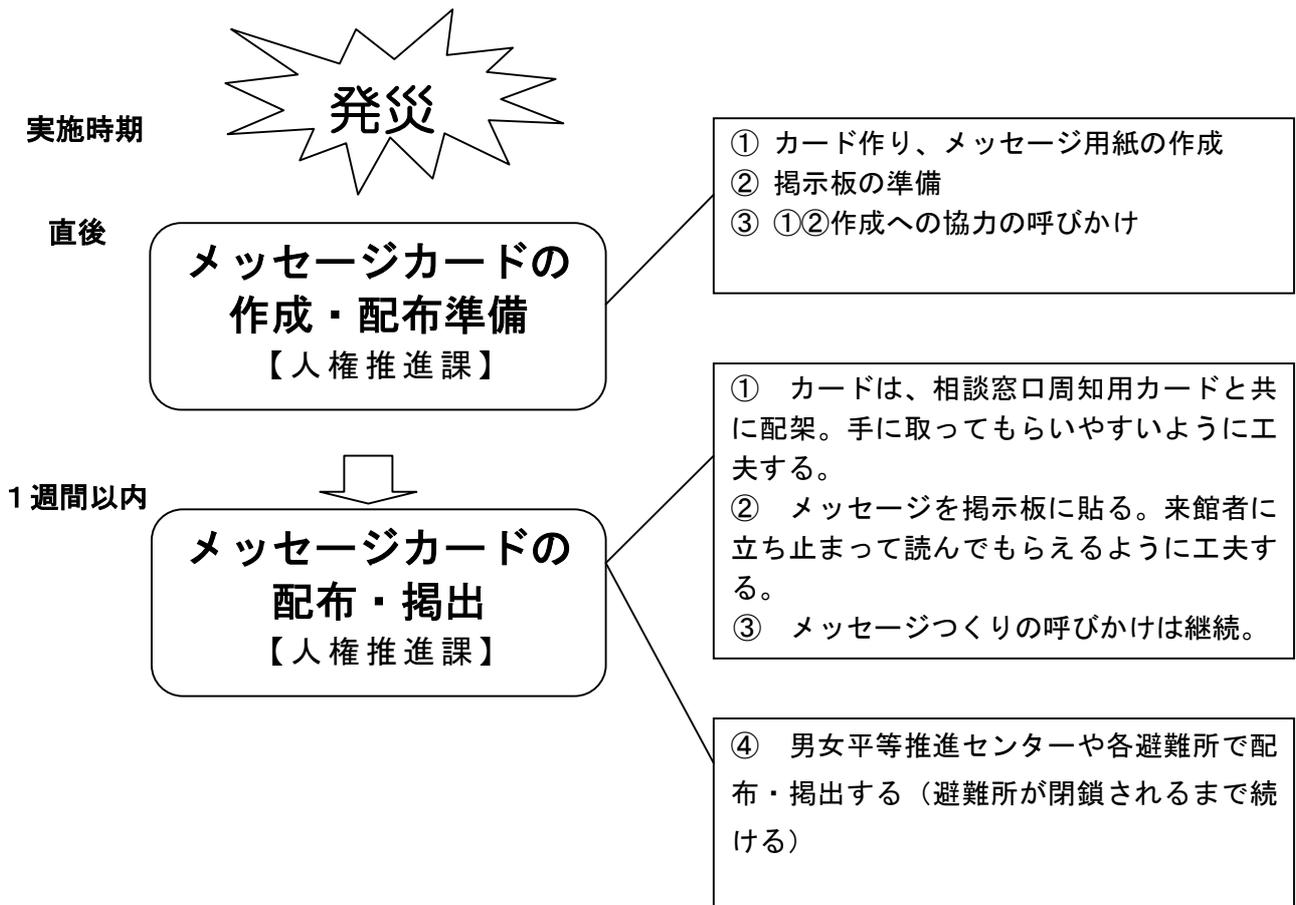
被災者の癒しにつながる言葉を記したカードを作り、悩みを抱えている人にとって解決の糸口となるよう、既存の相談窓口周知用カード（二つ折り）に挟み配る。被災者同士、互いを元気にする（応援する）メッセージを書いてもらい、それを男女平等推進センターや避難所の入口付近に掲出する。カードを手にとったり、立ち止まってメッセージを見てもらうことにより、精神的な立ち直りのきっかけをつくる。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ カードとメッセージ用紙を作成しておく。 ○ 作成に当たって、男女平等推進センター活動団体に協力を依頼する。 ○ 掲示板を準備しておく。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ メッセージカードの内容に注意する（政治活動・営利目的等につながるものの排除）。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 避難所におけるカードの掲出場所の確保について
コラム	<p>男女平等推進センターによる女性を前向きな気持ちにさせるための支援事業例</p> <p>① せんたくネット（仙台市男女共同参画推進センター） ⇒ボランティア登録した女性が、洗濯代行をするなかで、被災した女性の様々なニーズを汲み取っていく。（配給された下着のサイズが合わない、ショーツが必要等）</p> <p>② MDGガールズプロジェクト（仙台市男女共同参画推進センター） ⇒10代女子を対象に、手作りシュシュや鏡、ティーンズ向け雑誌、汗ふきシートなどを入れた女子セットを避難所に持って行って渡した。また、少し年上のお姉さんからメイクや手作りの小物の作り方を教えてもらうためのブースを設けた。</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

必要な物品

消耗品類

女性の生活再建に向けた情報提供や事業の実施

○ 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	人権推進課
● 支援 ● 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	人権推進課
○ その他		

《行動のあらまし》

発災直後から、被災者への正確な情報の発信が大切になる。避難所で暮らす人・在宅の人、また、仮設住宅で暮らすようになる時期には、生活再建に向けた情報が必要となる。男女平等推進センターにおいて、日常生活・経済的自立支援、ひとり親（になってしまった世帯）支援、求人・起業・就業関係など、時期や段階に応じた女性向けの情報を発信するほか、NPO等と協働で女性の就労に向けた事業を実施する。

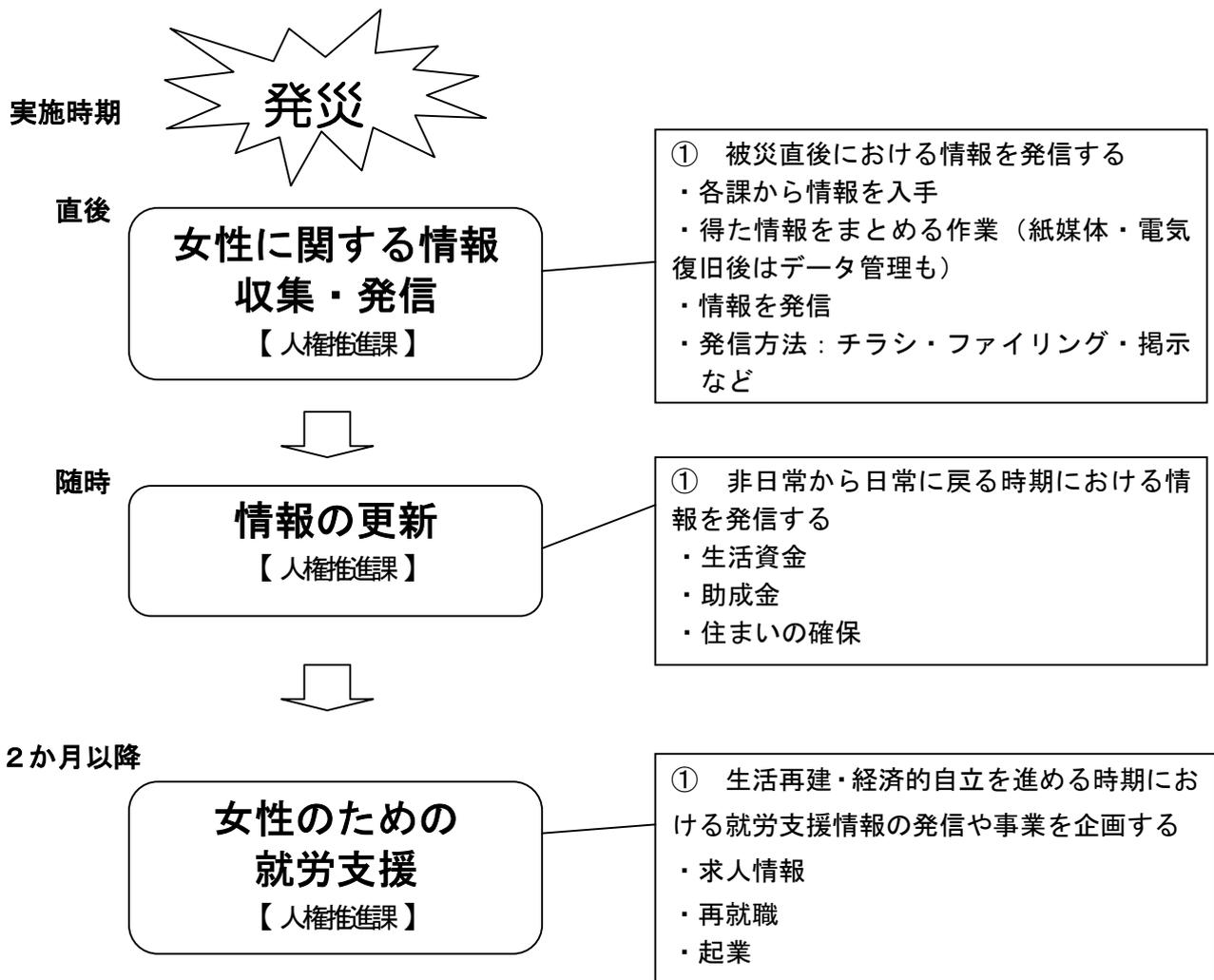
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	○ 災害直後の混乱の中で、各課から情報を入手する方法を検討・決定する。 ○ 収集した情報をすぐに提供できるような方法を検討・決定する。
留意事項	◆ 日頃から区及び関係機関におけるベーシックな支援等の情報を収集しておく。 ◆ 新しい情報への更新作業
検討課題	★ 女性の求人情報の入手方法
コラム	男女平等推進センターによる女性のための就労支援事業例 ①デリバリーケア（もりおか女性センター） ⇒1回100円の受益者負担で、雇用された女性が地元の商店で買物代行を行う。買物の注文をとりながら、相談ニーズを聴き取り、相談窓口につなぐことも。 ②女性の起業支援（もりおか女性センター） ⇒起業のプラン作りを応援する講座の開講や、パソコンを練習できる場を提供している。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

必要な物品

ノート・筆記具・紙類など消耗品

【男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 内閣府】

女性は、平常時においてもパートタイマーなど非正規雇用の割合が相対的に高いため、正規雇用と比べて、災害の影響による解雇リスクが高まります。阪神・淡路大震災では、「母子家庭で何年も真面目にパートで勤めてきたのに、電話1本で解雇された」、「震災による事務所の移転を理由に女性のみが解雇された」、「共働きなのに夫は会社へ行ってしまい、余震に怯える子どもを置いては行けず、勤め先からはもう来なくていいと言われた」などの相談が寄せられました。

このため、企業に対して、災害後も可能な限り雇用を継続するよう要請するとともに、女性への就労支援として、ハローワークと連携した就職支援や、面接や履歴書作成への助言、緊急雇用事業における女性の採用促進等を行うことが考えられます。また、復興基金を活用した女性向けの起業研修やセミナーの開催、コミュニティビジネスの立ち上げ支援なども考えられます。

応急仮設住宅団地における生活支援として、市街地から離れて立地している場合などは、買物などの日常生活に支障をきたすケースもあります。そこで、特に自家用車等移動手段がない高齢者や障害者、子育て家庭等の入居者の日常生活の利便性の向上及び買物の支援という観点から、移動販売や仮設の商業施設の設置、仮設住宅敷地内や近隣への路線バスのバス停の新設、便数の増発などを工夫することも必要です。

また、入居者に対する子育て支援として、仮設住宅団地やその周辺において保育施設等が十分確保されていない場合は保育所への送迎の実施や、移動図書館などの工夫が必要です。

東日本大震災後、震災の影響により解雇や雇止めなどの問題が生じました。震災から約1年後の状況を男女で比較すると、女性は男性に比べて雇用保険（失業保険）の受給者数が多く、求職者数も高い水準にとどまるなど、より厳しい状況におかれしました。子育てや介護のため、面接に行くことすら難しく、思うように就職活動ができないこともあります。また、女性の求職者数が比較的多い食料品製造業の職業では求人倍率が低い一方、建設・採掘の職業等では求人件数が求職者数を上回り、さらに女性の求職者数は極めて少ないなど、雇用のミスマッチが課題となっています。

就職に向けた教育訓練機会の創出や、安定した雇用の確保、地域の産業振興等が必要です。緊急雇用対策事業や復興基金を活用して雇用創出、職業紹介、職業訓練等を実施する際には、女性も利用しやすいような工夫が必要です。

さらに、男女共同参画センターと連携した起業支援やコミュニティビジネスの支援等、多岐にわたる支援も重要です。阪神・淡路大震災の復興過程においては、地域の課題を、地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」が注目されました。その担い手の約半分は女性でした。このように、コミュニティビジネスが発展すれば、地域の課題解決に資するだけでなく、地域の雇用機会の拡大にもつながります。

取組事例

緊急雇用を活用した女性の雇用創出（岩手県大槌町）

大槌町では、国の交付金を財源とする緊急雇用創出事業を活用して、東日本大震災以降に仕事を失った被災者などの雇用創出を行った。事業説明会では、緊急雇用創出事業の活用を希望する事業者に対して、事業の趣旨に則り、性別や年齢に偏ることなく採用すること、特に不利になりやすい女性や高齢者、若者などの採用を意識するよう要請した。

平成24年度、大槌町では、委託事業として16の緊急雇用創出事業を実施したが、その中でも特に女性比率が高かったのは、人材派遣会社に委託して実施したヘルパー育成事業（正式名称は「被災休職者等雇用・医療福祉人材育成事業」）で、雇用者数37名のうち、30名が女性であった。この事業は、ヘルパー2級資格取得のための講座受講と介護施設でのOJT（On-the-Job Training）をセットにした半年間の事業で、OJT終了後、介護施設等での雇用に結び付けることを意識して実施した。実際に、事業終了後は、6名が介護施設に就職し、継続的な雇用創出に結び付いた。

復興基金を活用したコミュニティビジネスの支援（兵庫県）

兵庫県は、平成11年度から、阪神・淡路大震災復興基金を活用して「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を、平成12年度から「生きがいごとサポートセンター事業」等を開始し、新たにコミュニティビジネスを始めようとしている団体等に対する支援事業を実施してきた。これらの事業により支援を受けた団体には、女性が中心となって立ち上げ、その後、地域の課題解決のため活動の幅を広げている団体がある。

◆地域子育て支援センターの開設（子育て支援グループ「スマイル」・宝塚市）

保育ボランティアの有志により子育て支援グループを立ち上げ、利用者の会費・参加費等をもとに、保育ルーム・プレイルームを運営している。子育て中の親がホッと一息つけるリフレッシュ講座や、まちの子育てひろばとして仲間づくりができる「親子くらぶ」「よちよちサークル」を開設。小児科医による相談、歯科衛生士や助産師による指導も行っている。また、子どもの一時保育、外部保育等も実施しており、地域の子育て支援の拠点として取り組んでいる。

◆高齢者、障害者地域生活支援事業（福祉ネット星が丘・神戸市）

平成5年、高齢者・障害者向けの昼食・夕食配食サービスを開始。生きる意欲を引き出すケアをモットーに、「小回りの効く環境を最大限生かし、生活丸ごとを支援する」ことを活動方針に据え、その後、介護保険事業、高齢者・障害者共同生活事業、高齢者・障害者の移送サービス等を展開している。また、ふれあいサロン、ボランティア養成講座等を開催し、地域力を高める活動をしているほか、地域の人々とともに炊き出し等の防災訓練を実施している。

女性 3節4

パル・ミーティング（仮称）の開催

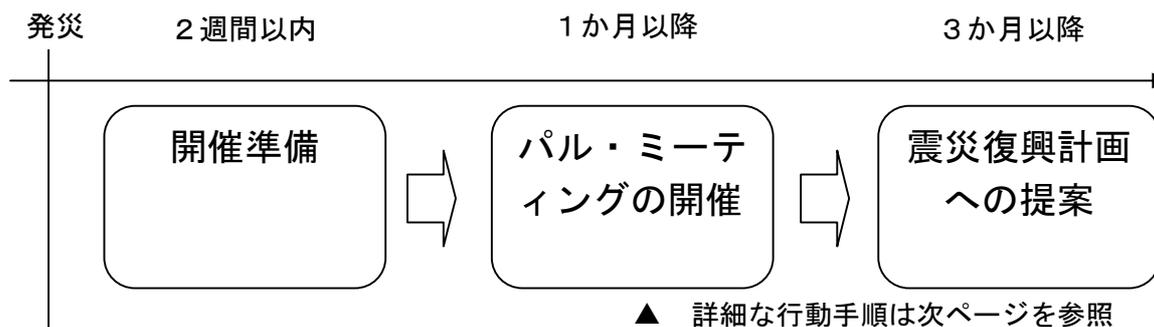
○ 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	人権推進課、防災課
○ 支援 ● 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	人権推進課
○ その他		

《行動のあらまし》

被災し、日常生活が覆され先行きが見えにくく見通しが立たない状況の中で、被災者同士が様々な思いを話すことにより、心の内に抱える苦しみや不安を和らげられる場をつくる。

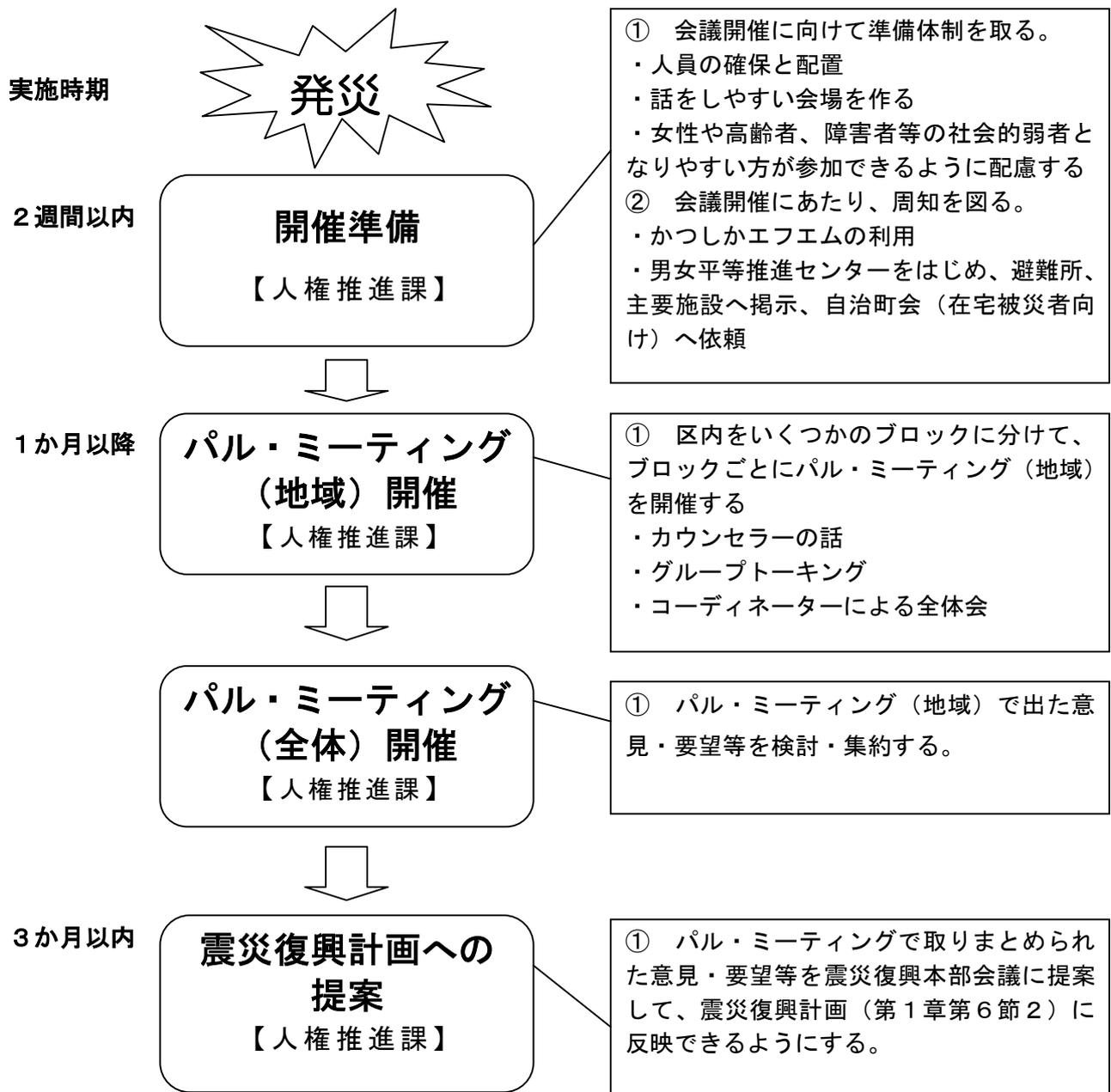
同時に、話の中から女性や高齢者、障害者等の社会的弱者となりやすい方の視点からのニーズを探り、震災復興計画に反映させるために提案をする。

《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女平等推進センターほか会等を開催する場所を検討する。 ○ 会議の運営に必要な進行役（コーディネーター）を決めておく。 ○ 心理カウンセラーへの委託を検討する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会の開催場所は地域性を考慮する。 ◆ 参加者の年齢・定員（先着順）等 ◆ 託児サービス
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 複数個所での同時開催 ★ 復興事業計画（震災復興計画に基づく各事業の具体的な取り組みを示すもの）への提案をするための、発災から3か月以降のパル・ミーティングの継続
コラム	<p>阪神・淡路大震災の影響で、兵庫県立男女共同参画センターには、震災後に夫の暴力がひどくなったという相談や、パートの一方的な解雇や家計の悪化による生活不安の相談が寄せられた。当時の所長は、行政として、震災後のこういった問題への配慮が十分でなかったという反省から、これからの復興過程にこそ女性の参画が必要であると強く感じたことから、「男女共生のまちづくり提言」を取りまとめた。</p> <p>提言づくりは、震災後約1ヶ月目の2月から、県下を4地域に分けて県民の声を聴くことから始まり、5月には取りまとめることができた。さらにその成果は、1995年7月に発表の阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス・プラン）に反映された。</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

必要な物品

- ノート・筆記具・紙類など消耗品

☆ 資料ページ

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

【男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 内閣府】

東日本大震災の特定被災地方公共団体において、復興計画の策定に向けた委員会等における女性委員の割合は平均14.5%にとどまり、75の会議のうち、8会議では女性委員が一人もいませんでした。

復興計画策定のための委員会の委員は、地方防災会議のように職指定がないため、地方公共団体が柔軟に対応できます。例えば、関係団体等に対して委員の推薦を求める際に女性委員の積極的な推薦について配慮を求めたり、女性が活躍する民間団体や専門職団体から委員を任命したり、男女共同参画の視点を有する有識者を任命したりすることなどが考えられます。

防災基本計画では、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、住民の意向を反映しつつ、地方公共団体が主体となって復旧・復興を計画的に行うこととされています。

復興計画について、性別・年齢に関わらず、障害者、外国人等を含む多様な主体の意見を聴取し、計画の内容に反映させるためには、ワークショップ、意見交換会、公聴会、パブリックコメント、住民一人ひとりを対象としたアンケート調査等でニーズをきめ細かに把握するよう努めることが必要です。出席している他の男性に遠慮して、女性が意見を出しにくいこともあることから、女性だけを対象としたワークショップ等を開催して、女性の意見を聴く工夫も考えられます。

取組事例

復興計画策定に当たっての委員会に女性を積極登用（岩手県釜石市）

釜石市は、平成 23 年 12 月に、32 年までの 10 年計画として、「釜石市復興まちづくり基本計画」を策定した。計画策定にあたっては、同年 5 月から「復興まちづくり委員会」を立ち上げ、議論を重ねた。委員会の女性委員は 45 名中 8 名（17.8%）であった。

委員の委嘱に当たっては、様々な分野からバランスよく選定することを考え、関係団体に委員推薦を依頼するとともに、一般公募も行った。市の男女共同参画推進プランの目標である「審議会等における女性委員の比率を平成 25 年度までに 40%とする」の達成をめざし、団体への依頼においては、PTA や社会福祉協議会、母子保健推進員等の女性が主体的に活動している団体では、できるだけ女性を推薦いただくようお願いした。

女性委員から提案されて復興計画に盛り込まれた意見としては、「子育て環境づくりの充実」、「食、グリーン・ツーリズムなどでの体験活動での女性の活動の支援」、「女性の就業機会の確保」、「母子（父子）家庭対策」、「災害ニーズに応じた女性の活動支援」等の項目がある。

市では、「男性は働いて、女性は家を守る」という意識が長らく強い土地柄であったため、意識的に女性の委員を任命したり、施策の中に「男女共同参画」という文言を明確に入れたりなど様々な工夫を行ってきた。こうした積み重ねと、東日本大震災を契機に、住民の誰もが「自分ができることは何か」という気持ちを持つようになってきたことにより、震災後、様々な場面で女性が積極的に活躍するように風向きが変わってきている。

防災集団移転・災害公営住宅入居等運営会議への女性の参画（宮城県石巻市）

石巻市では、男女共同参画基本計画（第2次）において審議会・委員会等への女性委員の登用率について目標値を平成28年度までに40%と置き、国の男女共同参画基本計画の成果目標よりも高く掲げている。しかし、平成24年4月1日の女性委員の登用率は23.8%であり、防災関係の会議ではさらに低い割合にとどまるなど、この引き上げが課題となっていた。

そのような中、平成24年10月に、防災集団移転及び災害公営住宅の入居方法等に関する事項について、公平かつ公正な方法を検討するための「石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議」が設置された。同会議は女性委員が14名中9名（64.3%）と高い割合になっている。

これは、市長の指示によるところが大きい。市長自ら、委員会等への女性の登用の重要性を感じて、同会議の担当課に対して、女性委員が登用されるよう働きかけることを直接に指示した。検討会議は、市民、団体等の意見・要望等を反映させるための会議であり、学識経験者の他、福祉関係団体、仮設住宅代表、民生委員・児童委員等も委員として参画が予定されていた。そこで担当課は、平成24年10月に各代表に委員推薦依頼する際に、女性の委員への積極的な登用について配慮するよう明記した。この結果、9名が女性となった。

平成24年11月から平成25年3月までの任期として、検討会議において、防災集団移転の住宅団地の割り当てや、災害公営住宅の優先入居や募集方法・入居者選定方法等について、検討を行ってきた。

防災集団高台移転に際し女性だけのワークショップを実施（宮城県石巻市）

石巻市北上町十三浜地区は沿岸部に位置し、ワカメ、コンブ、ホタテ等の養殖漁業が盛んな集落である。東日本大震災後、安全な高台への集団移転を石巻市に要望し、住民の合意形成に向けた話し合いが始められることになった。

平成23年10月から、石巻市北上総合支所のほか、大学教授、NPO、日本建築家協会等がボランティアで関わり、住民参加型のワークショップ形式で、意見交換を開始した。この地域では、地域のことは各家庭の家長が集まって決めることが慣習となっており、集団高台移転に向けた住民の合意形成のために始めたワークショップも、通常であれば男性中心で話し合いが行われる可能性が高かった。しかし、石巻市北上総合支所の職員は、新潟県長岡市山古志村の災害復興まちづくりを視察した際に聞いた情報をもとに、早い段階から話し合いの場に女性が参画することの重要性を認識し、同年11月に、女性だけが集まって話し合う機会を設けることとした。

女性だけのワークショップでは、非常に活発な意見が飛び交った。男性であれば「家長」という立場を意識して見栄を張ってしまうような場面もあるところ、女性たちは、高台移転についての不安もお金のことなども含めて率直な思いが語られた。また、家族や地域のことをよく知っていることから、「高台に移転した場合、おばあさんが何かあった時に浜からすぐ上ってこられる勾配の道があるか」など、日常の小さな気づきも指摘された。

外国人 3節5

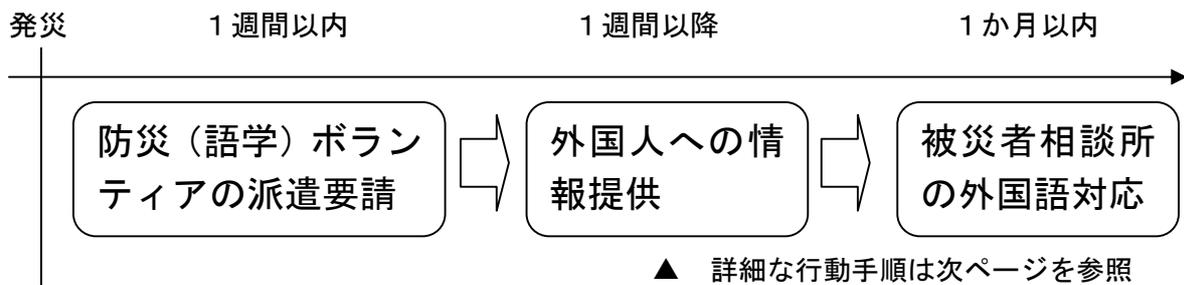
外国人への支援

○ 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	地域振興課、防災課、文化国際課
● 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	防災課
○ その他		

《行動のあらまし》

外国人は、出身国の地理的状況や言語・生活習慣・文化の違いから、震災に関する体験や知識をもたないことが多いため、不安を可能な限り払拭できるよう、外国人に対し適切な情報提供等の支援を実施する。

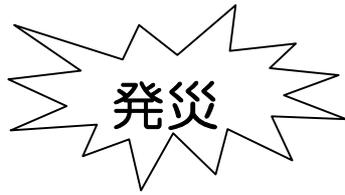
《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示板等に外国語での標記を行う。 ○ 通訳ボランティアの協力を得るなどにより、防災訓練等において外国人を支援する。 ○ 復興時に活動できる語学ボランティアの登録 ○ 防災活動拠点や避難所の位置などを多言語で表記した防災マップを作成し配布する。 ○ 地震への備えや災害時の対応などを多言語で記載したガイドブックを作成し配布する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティアとの協力及び地域振興課・文化国際課との十分な連携
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ★ 語学ボランティアの確保 ★ 平常時からの外国人コミュニティの把握 ★ 外国人旅行者への支援（情報提供）の検討 ★ 外国人のニーズ把握をどのようにして行うか。 ★ 語学ボランティア運営方法の確立 ★ 文化・宗教等の違いに配慮した適切な情報の提供
コラム	<p>神戸では、仮設住宅、義援金等各種交付金の手続き等の生活情報提供を行っていたが、発災から約3週間後からは英語版広報として翻訳し、外国人支援団体、区役所等にFAXで配布した。また、通訳ボランティアの登録制度をつくり、外国人市民の言語面でのコミュニケーション不足を補うため、海外からの支援団体の通訳、避難所、区役所窓口での活動を行った。外国人市民からの問い合わせに対しては、24時間体制で帰国手続き、外国人の安否確認、物資配給依頼、住居に関すること、り災証明、義援金等金銭給付に関する相談等に、個別に応じた。（神戸復興誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

実施時期



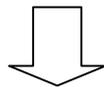
1週間以内

防災（語学）ボランティアの派遣要請
【 防災課 】

- ① 避難者名簿や医療拠点、地域からの連絡等からの情報によって、支援が必要な外国人を把握する。
- ② 都が設置する外国人災害時情報センターに防災（語学）ボランティアの派遣を要請する。

語学ボランティアへの協力要請
【 文化国際課 】

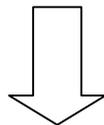
- ① 登録をしている語学ボランティアに、外国人支援への協力を要請する
- ② 在区外国人からの区政及び日常生活一般に関する相談に応じる。語学ボランティアは相談時の通訳を担う。



1週間以降

外国人への情報提供
【 文化国際課 】

- ① 区政及び日常生活に関する相談や被災者相談所に寄せられた相談の内容からニーズの高い生活関連情報等をボランティアと協力し、外国語でも発信する



1か月以内

被災者相談所の外国語対応
【 地域振興課 】

- ① ボランティアと協力し、被災者相談所（1章10節2）に、英語・中国語等の外国語に対応した相談員を配置する

MEMO

必要な物品

- 国際交流ボランティア登録名簿

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル

国際都市東京においては、外国人被災者が多数発生することが予想される。しかも、言語や生活習慣・文化の違いから被災生活に大きな支障が出るおそれがある。このため、外国人に対する情報提供や相談等について、適切な措置を実施する。

また、外国人が単に外国人であるという理由だけで不公平な取扱いを受けることがないように、関係各局等に注意を喚起する。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 連絡体制の整備	生活文化局 都民生活部	○ 外国人災害時情報センターの活動体制を整備する。 * 通信訓練の実施 ○ 東京都防災（語学）ボランティアとの連絡体制を整備する。 * 東京都防災（語学）ボランティアニュース発行（年4回） * 東京都防災（語学）ボランティア研修実施
	政策企画局 外務部	○ 大使館等との情報連絡に関する連携を強化する。 ○ 大使館、外国機関、海外からの支援組織等との連絡

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 外国人災害時情報センターの業務の実施	被災直後～	生活文化局 都民生活部	① 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施する。 ・ 外国人が必要とする情報の収集 ・ 提供・区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣
イ 大使館等との連絡調整	被災直後～	政策企画局 外務部	① 大使館、外国機関、海外からの支援組織等との連絡
ウ 外国人の被災状況の把握	被災直後～	区市町村	① 被災外国人の状況や、必要とされる援助などについて、都に情報提供する。
		産業労働局 観光部	① 観光関連団体等を通じて外国人旅行者の被災状況について情報収集する。

具体的行動名	実施時期	所管部局	手 順 と 方 法
ウ 外国人の被災状況の把握	被災直後～	生活文化局 都民生活部	① 災害対策本部、関係各局、区市町村、その他関係団体から収集した情報を基に、外国人の被災状況を把握する。 ② 区市町村の避難所、病院等、被災外国人に対する援助を必要としている機関への東京都防災（語学）ボランティアの出動要請を行う。
エ 外国人相談窓口の設置	被災直後～	生活文化局 広報広聴部 都民生活部 関係各局	① 臨時相談窓口等を設置する際には、その中に外国人相談窓口を併せて設置する。 なお、通訳については、東京都防災（語学）ボランティアや語学登録職員などを派遣する。 ② 各局の相談窓口からの要請に応じて、東京都防災（語学）ボランティアを派遣する。
オ 外国語による情報提供	被災直後～	生活文化局 都民生活部 広報広聴部	① 災害対策本部、関係各局、区市町村、その他関係団体から収集した情報を基に、外国人に有用な災害関連情報及び行政情報を編集・翻訳して、区市町村をはじめ、放送局、関係団体等へ情報を提供する。また、外国人向けメディアも活用する。 ② 外国人被災者のため、ルビつき日本語をはじめ、可能な限り各言語で広報紙等による情報提供を行う。 ③ 翻訳については、東京都防災（語学）ボランティア及び語学登録職員等との協力により行う。
		産業労働局 観光部	① 外国人災害時情報センターからの情報を基に、外国人旅行者への情報提供を行う。
		各局 政策企画局 調整部 （報道課）	① 復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等で都民（外国人を含む）に提供する必要があると認めるものを報道機関（外国語による報道を行う報道機関を含む）に発表する。
		区市町村	① 在住外国人への情報提供 ② 外国人災害時情報センターとの情報交換
カ 外国人の取扱いに関する注意の喚起	被災直後～	生活文化局 都民生活部	① 生活文化局は、外国人に対する公平な取扱いに関し、関係各局等に注意を喚起する。